

森町議会全員協議会

令和7年8月5日（火曜日）

開会 午前10時20分

閉会 午後 3時40分

(町側の議題)

1. 学校教育課

森中学校長寿命化改修工事期間における生徒の教育活動場所について

2. 商工労働観光課、総務課

株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」
の不正受給について

3. 森町国民健康保険病院

施設基準等に係る診療報酬の返還について

(議会側の議題)

1. その他

○出席議員（11名）

議長 14番 木村俊広君	2番 河野文彦君
3番 高橋邦雄君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斎藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（2名）

副議長 1番 伊藤昇君	4番 河野淳君
-------------	---------

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	瀬瀬賢一君
教育長	毛利繁和君
学校教育課長	坂田明仁君
学校教育課参事	藤嶋希君
学校教育課参事	萩森敦史君
総務課長	濱野尚史君

商工労働観光課長	白 石 秀 之 君
商工労働観光課 商工労働係長	一 條 杏 紗 君
国保病院 経営企画統括監	柏 渕 茂 君
国保病院事務長	千 葉 正 一 君
国保病院 総看護師長	豊 岡 裕 子 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	閔 孝 憲 君
議事係長兼 庶務係長	長谷川 拓哉 君

開会 午前10時20分

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

学校教育課関係の議題に入ります。森中学校長寿命化改修工事期間における生徒の教育活動場所についてを議題とします。

坂田学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長（坂田明仁君） 森中学校長寿命化改修工事期間における生徒の教育活動場所についてご説明いたします。

資料1ページをお開き願います。まず、1の森中学校長寿命化改修工事の概要につきましては、既に説明させていただいておりますので、説明を省略させていただきますが、今年度基本設計業務を実施しているところです。

次に、2の森中学校長寿命化改修工事期間における生徒の教育活動場所についてですが、今年度森中学校長寿命化改修工事の基本設計の見直しを行うに当たり、改修工事期間の教育活動場所が生徒の安全面や工期などに大きく影響するため、あらかじめ説明させていただきたいと思います。

まず、結論から申し上げますと、改修工事の期間中は森高等学校を間借りし、教育活動を行いたいと考えております。森高等学校を間借りし、教育活動を行う理由としましては、1つ目として森中学校の敷地内に仮設校舎を建設し、居ながら工事の場合、安全対策を講じても生徒が工事現場や車両に接近することは避けられないため、森高校を利用することで生徒の安全が図られるということです。

2点目として、工事現場から離れることで騒音や振動の影響を受けないことです。

3点目として、プレハブの仮設校舎を利用するよりも学習環境が整っていることです。

4点目として、居ながら工事の場合、体育授業時に町民体育館等を使用することになり、移動時間により授業に制約が出るが、森高校を利用することで課題が解消されることです。

5点目として、居ながら工事では工事の進捗状況により多くの引っ越し作業が出てくるが、森高校を利用することで引っ越しする回数が少なくなることです。

6点目として、学校活動と工事の調整がなくなり、施工の制限が不要となるため、工期が短縮され、森中学校での学校生活を早期に再開できるということでございます。

次ページをお開き願います。関係機関との協議経過でございます。令和6年12月5日に森高校へ改修工事期間の生徒の教育活動や安全面を考慮し、森高校の敷地内に仮設校舎を建設させていただき、体育館や理科室等の特別教室を共用させていただけないか相談したところ、森高校から森中学校と森高校のフロアを分けることで仮設校舎を建てなくも森高等学校校舎を共用していくのではないかというありがたい提案を受けました。これを受

けて12月20日に渡島教育局へ森中学校の改修工事と森高校を仮設校舎利用することについて概要説明を行いました。

令和7年1月10日及び1月15日に森中学校及び森高校の管理職等に森高校を仮設校舎利用することについて概要説明を行っております。

1月17日及び4月30日には渡島教育局、森高校、町教育委員会の3者で森高校を仮設校舎利用することについて協議を行っております。

5月16日には北海道教育委員会関係部署を訪問し、協議を行いました。この結果、7月1日に北海道教育長から渡島教育局を通して森高校を仮設校舎として利用することを許可する旨連絡をいただきました。

今後夏休み明けから森高校、森中学校、森町教育委員会の各担当者による調整会議を随時開催し、学校運営や教育活動について課題の洗い出しや対応策について協議する予定となっております。また、関係する児童生徒の保護者、これは森高校、森中学校、あと中学校に上がってくる森小学校、鷺ノ木小学校に対し、森中学校の長寿命化改修工事の期間中、森高等学校の一部をお借りし、教育活動を行う旨お知らせしたいと考えております。

なお、今年度行っている基本設計の中である程度の工事期間等が示されますので、基本設計の内容等も含めて議員の皆様や保護者に対し改めて説明したいと考えております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（木村俊広君）　ただいまの説明について質疑ござりますか。

○3番（高橋邦雄君）　この改修工事は、多分1年以上はかかるのではないかというような予想なのですけれども、1年以上通して森高校さんを、フロアを使うとなると、いろんな中学校の行事もあります。フロア分けという感じで今説明受けましたけれども、実際半分にフロア、森高校の、うちも少ない高校ですから、十分にそれは使えると思うのですけれども、8月から、今月からいろんな課題の洗い出しあれると思うのですが、冬期はスクールバスも入れなくてはいけないということで除排雪の関係も出てきますし、フロアを完全に分けて動線を別にするのか、それか高校と中学生の子供たちの交流の場を増やしていくのか、抜本的な計画はあると思うのです。その部分ちょっと分かる部分を説明していただければ。

○学校教育課長（坂田明仁君）　いろいろな教育活動については、今後各両校入って検討していくところですが、フロアについては今考えているのは3階、4階を中学校で使うということと特別教室については共有するという形で今話はしております。その辺についても今後いろんな課題出でますので、協議しながら対応していきたいというふうに、丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

○3番（高橋邦雄君）　1点だけ、今年度はもうこの暑いのもだんだん涼しくなると思うのですが、現状今森高さんは仮設的な冷房なのです。今3階、4階って、そのフロアを使用するということになりましたけれども、かなりこれ1年以上の間借りとなると夏場4階の暑さってすごいのです、実は。現状森高さんもその暑さの中で、4階は1学年が使っ

ているのですけれども、例えば下に下ろしてやるという取組もされているので、その部分を森高さんにお願い、道教委にするのか、間借りしている状況なので、町教委のほうでその生徒たちの勉強する環境をきちんと対応してくれるのか、その部分分かる範囲内で。

○学校教育課長（坂田明仁君） こちらは間借りする立場ですので、道教委のほうにエアコンつけてとかという形にはならないというふうになっております。現在各学校についている簡易エアコンなのですけれども、今年度中に、来年の夏までにほかの学校つきますので、それを一応持つていて各学校には窓枠エアコンを2台ずつつけようというふうに考えております。ただ、それでもちょっときつい部分はあるのですけれども、一応そういう形の対応をしようというふうに考えております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 共有するということで、養護教諭は森高さんも1人、中学校にいますけれども、保健室は1か所しかないのです。やっぱり森高の生徒さんも使用頻度も大分年々多くなっているので、その対応って考えていますか。

○学校教育課長（坂田明仁君） 保健室も、職員室もそうなのですけれども、別々に設ける予定で今検討しております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 改修に当たって間借りさせていただけるというのは、町としては大変ありがたいことかなと思って見ていました。プレハブ建てるよりもやっぱり財政面の負担というのも桁違いに小さいでしょうし、大変いい取組というか、いい間借り先を探していただいたなというふうに思って見ていました。これからいろいろ協議するのでしょうかからあれですけれども、何点か今分かる範囲で教えていただけたらと思うのですけれども、やっぱり共用するに当たって多少の改修なんかは出てくるのかな、もしないならないでいいですけれども。例えば玄関なんかは、フロアは別にして、ふだんの授業では顔を合わせることないのかもしれないけれども、もし玄関共用といったら多分登下校のときとか顔合わせますよね。顔合わせるのが駄目だとかということではないです。その辺は何か対策というか、考えているのかということになると、あとWi-Fi環境、今結構タブレット使ったりなんかであると思いますけれども、その辺の環境は今の森高さんのままそのままいけるのかどうかと、エアコンの件は高橋議員から今聞いてもらったので、あと駐車場、今プールの下にお迎え来ていただいているではないですか。あれが……

（何事か言う者あり）

○2番（河野文彦君） ごめんなさい、歩道橋の下。あれがお迎えの方は今までどおりそこのてなれば大分遠いなと思って見ていました。かといって森高の敷地内にも入るわけにいかないだろうし、そう考えればちょっとスペース狭いかもしれないのですけれども、あそこ昔バスの旋回場とかありましたよね。あと、輶馬場とか、ちょっと遠いかもしれないけれども、そういう代替地を考えているのか。やっぱり今何だかんだいってお迎えに来て

くれる親御さん多いと思うので、ここはしっかり対応してあげないと、歩道橋の下まで歩けといつたらこれまた大変だなというふうに思ったものですから、その辺を今分かる範囲でいいので、教えていただけたらと。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

森高校の改修の部分については、普通教室とかさつき言った保健室とかいろいろあるので、それこそ水場を造るだとか、そういうのも出てくるので、改修工事はいろいろ出てくるかなというふうに思っております。

玄関については、両校と話していないので、何とも言えないのですけれども、そのまま共有で使うということもあるでしょうし、それは今まだ検討していないところです。これから各学校集まつてもらって、どうしていくかというのを決めていくことになると思います。

Wi-Fiについては、森高校とは別に設置するということで、今ちょっと実験的に借りてやろうとしているのが業務用というか、コンセントを差すだけでつながるというやつを教室に3台、4台でどのくらい対応できるとか、ちょっといろいろやってみようかなということで提案を受けて、今実験というか、そういうのをやろうというふうに考えております。

あと、駐車場の件については、森高校から今の中学校まで300メートルくらいあるので、距離的には延びるということで理解しているのですけれども、それについてもスクールバス置く場所とともにいろいろ検討をこれからしていくので、これについても検討課題というか、今答えというか、できないような状況です。検討はしていこうというふうには思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 進めていく中でいろいろ課題は出てくると思うので、その都度解決していってもらえたならなと思います。今回のこの資料見ていて、すごくいいことだと本当に思っていました。これで中学校、中学生が間借りして森高に通って、では僕高校このまま行こうかななんて森高を選んでくれる子供が増えてくれたら、これはこれでまた万々歳ですし、細かい問題点はいろいろ出てくるでしょうけれども、ぜひうまく進めていってもらえたならなと思って見ていました。

町長に1つ聞きたいのですけれども、中学生だから、今度給食の問題が出てきます。そしたら、多分1つの箱の中に高校生、中学生がいて、中学生の分だけ今度給食を運ぶことになると思うのですけれども、町長以前何か森高の給食提供とか、そういうお話をしていたと思うのです。ですから、これを機会にそういったところも一緒に進めればいい効果も出てくるのかなと思うのですけれども、もちろん高校生のほうの希望だとか、そういうのもあるのでしょうかけれども、もしあれでしたらこれを機会に例えば父兄のほうにこういう提案をしてみるとかというのも一つ手かなというふうに思ったのですけれども、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

河野議員おっしゃるとおり、以前からちょっとその辺の調整もさせていただいておりました。やっぱり高校内のその体制というか、そういうものをちょっと整理したいというお返事をいただきて、今現在では一応は保留という状態にはなっておりますけれども、これを契機に、高校側との調整は必要ですけれども、投げかけ等は行っていきたいなと。検討のほうも併せて進めるように教育委員会のほうにも進めてもらいたいと思いますので。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 森高に移設することで工期が短縮されるという、これはいつ中学校の生徒たちが森高で勉強するのか、そのスタートの時期と工期が短縮されるということは、令和9年度たしか工事完了予定だったと思うのですけれども、それがどのくらい工期が短縮されて、森高に行っている森中の子供たちが新しい中学校に戻れる時期というのはいつ頃を考えていらっしゃるのかまず教えていただきたいのが1点と、あとは先ほど課長からお話があったようにいろいろとこれから課題を協議するということだったので、その協議の内容に中学生の部活動についてというのと、あと親御さんたちに説明する上で紙をだた配るだけではなくて、できれば何らかの会場で集めて説明会を一遍にできるのだったらそういうふうにして質疑応答を直接してもらったほうが、後から紙で来たとか子供から紙が渡っていないとか、いろんなことが後から必ず出てくるケースが多いものですから、その辺もちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

あとは先ほどほかの議員からお話があったので、私のほうからは以上です。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

工期については、前回基本設計のときは3年程度かかるような感じでした。仮設校舎を建ててなのですけれども、今基本設計やっているので、それで確実な工期は出るのですけれども、今教育委員会でイメージとして考えているのは来年実施設計やって、9年の7月くらいに、夏休み中に森高校に移って、10年の冬休みには帰ってきたいなということで考えています。1年ちょっと森高校にいるようなイメージで考えております。森高借りれなかつた場合、さらに一、二年延びるようなイメージです。

次に、部活動のことについても各学校からきっと出てきますし、一緒にやってもいいのではないかというのも出てくると思うので、その辺は各学校検討しながら、場所とかも足りなければサン・ビレッジだとかいろいろ借りながら対応していきたいというふうに考えていますし、保護者の説明会については、今回まだ決まっていることが森高校を借りる、借りさせていただくということしか決まっていませんので、それについては学校のメールを通して保護者のほうに流させていただきたいというふうに思っています。基本設計が終わってある程度見えてきましたら、先ほど千葉議員おっしゃられたように保護者を集めて説明したいというふうに考えおります。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 私も森高に入るというのは、そういう手もあったのかなって思う

のですけれども、この中でこれから洗い出しをしていって、解決できない問題とかが生じた場合はやはり無理せずにプレハブにということになるのか、それともそこを時間かけてでも解決して改修工事を森高を行ってやっていくつもりなのかというところと、あと全校、全学年が一遍に移動する、例えば工事といつても私が学生だった頃もよく学校は工事していたのですけれども、やりながらというか、そこの学年は無理だけれども、そこをやりますみたいな感じで、部分部分で区切りながらやっていくという方法もあったと思うのです。だけれども、今回は全学年、全校で移動して一遍にやるという形になるのかというのと、あと先ほど河野議員もおっしゃっていたのですけれども、これを機にいいアピールがもししかしたら森高できるかもしれないのですけれども、逆として、ちょうどうちの息子とかが行っていた頃はその逆パターンで、通学路が一緒になっていて、森高が怖いとか森高のイメージが悪くなってしまって、行く人が急激に減ったということもあるので、これがいいようになるかというのはとっても大事な重要なことだと思うのです。その辺りを、今の子たちは、多分森高の子たちはとってもいい子たちなので、そういうことはないとは思うのですけれども、そういうことの対策というかがもしあれば教えてください。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

いろんな課題出てきた中で結論が出ないという部分については、教育委員会も入ってやりますので、何かしらの結論を出して森高を間借りするということです。プレハブを建てるというか、仮設校舎を建てるというのは今のところもう考えておりません。

次に、部分部分でやるということになると、先ほど言った仮設校舎を建てながらちょっとずつやるということですので、そうなると工期が長くなるということで、それをしないために今回全部移ってもらって一回に直すということをしていますので、そうなると業者も何も考えないで工事できるということで、そういう形でやっていくので、部分部分ではなくて全校、全生徒が一気に移るというような考え方でございます。

次に、森高校として逆パターンのこともあるのではないかということなのですけれども、これについては今回森高校を間借りさせていただくということに対して、森高校ではチャンスだというふうに捉えているというふうに聞いております。昨年森高校でアンケート調査、中学生とかにしたときも森高校のことが分からぬというような意見とかもありましたので、この辺については森高生の一生懸命やっている姿が見えるのが見れるのかなとか、あと今年度についていろいろな行事に森高校も参加してもらっています。夏休み中、寺子屋に来てもらったりだとかいろいろ活動していますので、今の森高生であれば恥ずかしくないのかなというふうに思っています。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今森高は貸せる状態ですけれども、高校なので、受験でもしかしたらすごく増えて、今の森高に入りたいという人が増えた場合教室が足りなくなるとかなんとかという問題はこの先は絶対ないから受け入れるということになりますか。

○学校教育課長（坂田明仁君） 学校については、高校配置計画ってありますので、簡単

に1クラス増える、2クラス増えるではないような状況なので、今の段階では問題ないということで高校も理解していただいて貸してくれるというふうになっていると、道教委もそうですけれども。

以上です。

○6番（野口周治君） 3つお尋ねします。

1つ目は、常識的にはばさっと移って仮設を使わぬことで費用は減るはずなのですが、どんな規模感、または比較が難しければ引っ越ししてやることでどのくらいの費用が発生するかということでもいいのですけれども、そういうお金の面は今イメージを持たれているかどうか。知りたいのは、一緒にお金のことを考えているかどうかを教えてください。それが1つ。

それから、あと2つ、関連質問ですが、先ほど冷房の移設の話がありました。この間教室に簡易の窓枠型とかつけても効果が出ない、実際には非常に暑いということが分かっていてそれをただ移設するというのでは、それはあまりにも愚かな施策と言わざるを得ない。つまりプラスアルファで例えば入射熱をコントロールするような窓の断熱、断熱フィルムもあるでしょうけれども、いろんなやり方があるはずです。そういうことを併せて検討するべきだと思うのですが、そこはどうか。取りあえず冷房今あるものをつければいいよねというのとは違った考え方を要るのではないかということです。

それから、関連質問の2つ目ですが、先ほど学校のメールでというご説明がありました、まず連絡だと。その考え方はいいと思うのですが、念のためにメールがつながっていない保護者、家庭というのはないかどうか。これは、メール環境にもしない人がいた場合はそれは個別手当で、これは今回に始まったことではないのですけれども、体制があるかどうかを教えてください。お願ひします。

○学校教育課長（坂田明仁君） 費用の面ですけれども、ちょっと正確にはお話しできませんが、以前の基本設計で仮設校舎を建てた場合は数億円かかるというふうに言われています。ただ、今回引っ越し作業が出てくるので、それに伴う委託だとか、あとさっき言った様々な修繕が出てくるので、それなりのお金がかかるのかなと思いますけれども、仮設校舎を建てるよりははるかに費用が安くなるというふうに思います。これからいろいろ高校とともに検討していくのですけれども、負担金払ったりだとかいろいろ出てくるのですけれども、それも含めても非常に安くなるのかなと。通常使っている電気代とともに全くその期間からなくなるので、仮にそれを全部支払いしてもいいというふうにはうちは思っているのですけれども、そこまでちょっとならないかも知れませんけれども、そういう形です。

冷房の関係だったのですけれども、これについては高校のほうを簡単に直すだとか何かやるというのは非常に難しいのです。なので、1年間我慢してもらうような形になるのが強いのかなというふうに、本当に心苦しいのですけれども、そういう形には、高校にしてくれともならないですし、なかなか難しいところだというふうに思います。検討はしま

すけれども、簡易的な簡易エアコンとかあるのですけれども、音がちょっとさくて授業にならないとかいろいろ出てくる部分もあるので、その辺はちょっと、検討はしますけれども、非常に難しいのかなというふうに思います。

今安心メールというので各学校にいろんな文書だとか流させていただいております。それをつながらない方については、ほかの手段でやっているということですので、そういう形できっちり対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○6番（野口周治君）　冷房に関してですが、今の説明だと命に危険がある状態でも我慢してもらう話だと私思うのです。来年、再来年が今年よりももっと暑いかもしない、そういう中でもっと努力する姿勢が必要ではないですか。今あるものもすけれども、例えば外からの遮熱をどうするか、そういうこともあるでしょうし、音というのは教育環境の一部ですから、そこをどうするかというコントロールも必要ですが、仕方ないのだから我慢というのは精神論だと思う。やっぱり子供の命や学習権ちゃんと保障するというのであれば、これは真面目に考えることではないですか、できることはこれという前に。いかがですか。

○学校教育課長（坂田明仁君）　今回も森中学校、今エアコンつけていないような状況で、網戸だとかカーテンとかの対応をさせてもらっていますので、できることはやらせてもらおうと思っているのですけれども、エアコンをちゃんと整備するとか、そういうのはちょっと難しいのかなというふうに思っていました。ただ、学校のほうも熱中症の指指数のやつを見ながら対応していて、仮に超えた場合は休ませてもらうだとかもやっていますので、その辺気をつけてもらいながらという対応になりますけれども、できることは対応はしていきたいと思うのですけれども、ちょっとどこまでできるか、借りながらということですので、その辺は検討はしますけれども、ここでははっきり言えない状況です。

○6番（野口周治君）　同じ論点です。できることの幅を、例えば今エアコンをつける話にどうしてもいいてしまう。それは、本質的にはそうだと思うのです。ですが、それ以外の方法がいっぱいあるだろうし、もう一つは高校は道教委のものであって勝手に手は出せない、そのとおりです。だから、早めに考えて相談をしていかなければいけないという課題であって、難しいからできないということに説明に今使うステージではないのではないか。今早いうちに考えて研究して早く相談を始めて答えを出すことが必要なではないですか。お願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君）　ここ近年の暑いというのはもう分かっていますので、教育局とかも分かっている状況です。現地も見ています。そこで何できるかといったら、先ほど言ったカーテンだとか、そういうのが出てくるのかなと思うのですけれども、今後局とかも話ししながら、ただ局とか道教委では対応はできないので、うちのほうでできる範囲で対応したいというふうに考えていきたいというふうには思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。今回はこれぐらいでよろしいですね。
(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） また次回進捗状況に併せて説明していただくという形になろうと思いますので、これで森中学校長寿命化改修工事期間における生徒の教育活動場所についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前10時52分
再開 午前10時53分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、商工労働観光課、総務課関係の議題に入ります。株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」の不正受給についてを議題とします。

白石商工労働観光課長、説明願います。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」の不正受給についてご説明いたします。

1ページ目をご参照願います。①、国の令和2年補正の輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業関係でございます。1、事業主体及び事業内容についてご説明いたします。事業主体名は、株式会社ワイエスフーズ、2、総事業費2,298万3,000円、これに係ります補助金につきましては補助金額1,044万6,000円です。

3、事業内容につきましては、4つの機器がございまして、1、ホタテ砂取り機、2、ホタテ選別機、3、ホッパーコンベヤー改修、4、ホタテ生玉殺菌洗浄コンベヤーラインでございます。そちらの導入により衛生管理の向上と新型コロナウイルス感染症の影響による輸出量減少対策を図る事業でございます。

4、事業スキームにつきましては、事業計画書の申請を事業主体でありますワイエスフーズから森町、北海道、国、事業計画書の承認につきましては国から北海道、森町、ワイエスフーズ事業の事業主体へとなっております。同じく補助金交付申請、補助金交付決定につきましても同様の事業スキームとなっております。入札、発注、納品については、事業主体でありますワイエスフーズが行います。実施報告につきましては、事業主体から町、北海道、国を経由して、額の確定、補助金の支払いについては国から北海道、森町、事業主体へという流れになってございます。

続きまして、2の不正受給発覚の経緯でございますが、こちらにつきましては本年、令和7年4月14日に会計検査院の実地検査が森町に入り、本事業の現地検査を実施したところでございます。検査官から求められた固定資産台帳及び町の償却資産台帳に記載されている上記事業で導入しました機械、4機種でございますけれども、そのうち1の機器の供用日及び2から3の供用日が補助金事務書類に記載されている納品日、1から3の納品日

につきましてはまず令和2年の11月16日に納品したことになっておりますが、実際の固定資産台帳等の資料を確認したところ、令和2年の3月31日及び令和2年の5月12日に供用が開始されていることが分かりまして、こちらが違うというところが指摘されてございます。この件につきまして会計事務所に記載等の誤りがないのかを確認するよう森町及びワイエスフーズに指示があったところでございます。この指示に従いまして、翌日ワイエスフーズから固定資産台帳の供用日が正しく、交付決定日以前に1から3の機器を導入しており、補助金事務書類、入札、契約関係、納品書及び請求書の日付を改ざんし、補助金の一部を不正受給していたことが判明いたしました。さらに、調査を進めていく過程で4の機器につきましても本事業とは関係のない補助対象外の機器を含めて水増し請求を行っていることが判明し、現在も調査が続いているところでございます。

続きまして、3のこちらに関係する町職員の不適切事務でございます。本事業は、先ほども説明したとおり、国から北海道、北海道から森町、森町からワイエスフーズへと補助される間接補助事業でございます。町は、補助事業者として事業実施主体に指導、監督する立場であったにもかかわらず、当時の担当者が不適切な事務を行っておりました。まず、1つ目としまして、ワイエスフーズが入札を行っておらず、町の担当職員が入札書類を遡って作成。本事業については、原則として一般競争入札に付するものと実施要綱で定められておりますが、ワイエスフーズが入札を行っていないということに気づき、町職員が入札書類、入札書、予定価格調書、仕様書等を機械発注後から遡って作成していたことが判明いたしました。

2、執行遅延についてです。交付決定後に事業に必要な書類の作成を怠っていたため事業完了期限に間に合わず、事実ではない理由を記載し、かつ決裁を取らず遅延報告書を提出し、執行遅延報告に伴う指令書についても收受の際に受付を行っておりませんでした。執行遅延報告により事業完了期限を令和2年11月15日から令和3年3月31日に変更したものでございます。

3、一連の不適切事務でございますが、振興局に提出する書類について一切決裁を取つておりませんでした。また、公印台帳に記載せず公印、町長の印でございますけれども、そちらを押印しております。さらに、振興局から届く文書の收受の際に受付を行っていなかったということが判明いたしました。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらも同様の補助金でございますが、こちらは令和1年国の補正の食料産業・6次産業化交付金事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業）関係でございます。1、こちらも事業主体につきましては株式会社ワイエスフーズ、総事業費につきましては9,878万円、補助金額は4,490万円、3、事業内容につきましては製氷貯氷施設工事、2、製氷貯氷機械整備となっております。製氷機の増設により衛生面改善と鮮度向上、人件費及び製造コストの改善を行い、輸出先のニーズにマッチングした高鮮度で低価格の商品製造を行い、輸出額の増加を目指す事業となっております。（4）、事業スキームでございますが、こちらは先ほど説明した事業ス

キームと同様ですので、省略させていただきます。

続きまして、2の町職員の不適切事務でございますが、こちらも先ほど説明したとおり同時期に同じ事務が行われておりますので、補助金が2種類あるというところで同様の不適切な事務がございました。

違う点としましては、次ページ、4ページのこちらも遅延報告をしておりまして、こちらも事業完了期限に間に合わず事実ではない理由を記載し、かつ決裁を取らずに遅延報告を令和2年12月10日に提出し、同じく遅延報告に伴う指令書についても収受、受付を行っておりませんでした。こちらについては、遅延報告により事業完了期限を令和2年12月15日から令和3年3月31日に変更したものでございます。

3の一連の不適切事務については、先ほどのご説明と同様でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） この件について皆様から質疑を受けたいと思います。

○3番（高橋邦雄君） 今説明を受けまして、今回の不正受給について現地検査を行った際、検査官に求められ発覚したとなっておりますが、内容を見ると補助金事務書類の日付の改ざん、補助対象外の機械を含めた水増し請求、一番あれなのが入札を行っていない、それが発覚したにもかかわらずなぜ職員がその入札書類を遡って作成しなければいけなかったのか、その経緯、理由、正確かつ明確にお答えください。

それと、執行遅延に関しまして、完了に間に合わず、事実でない理由を記載し、誰がこの事実でない理由を記載したのか、なぜこのようなことをしなくてはいけなかったのか。かなり今調べられていると思うので、本当にここの部分も正確にお答えしていかないと、かなり皆さん疑問に思っている部分が多いので、3番は一切決裁も取らずに公印台帳に記載せずに公印を押していたと。これ誰の判断でやってしまったのかということも、かなりもう調べはついていると思いますので、そこの部分正確にお答えください。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、1点目の入札書を遡ってなぜ作らなければならなかつたのかという点でございますけれども、本不正につきましてはまず株式会社ワイエスフーズさんがやはり事前にあった機器、それを補助金を利用して、改ざんして補助金を請求していたと。こちらと、あと入札書の作成についてはあくまでも町職員が、当時の職員がですけれども、怠っていたと、書類等を作らずにそのまま放置していたと。なので、ワイエスフーズさんの不正と職員の怠慢というところがそれぞれ起きていたのかなと、そのように考えております。その際に本来であればワイエスフーズさん側にしっかりこの一般競争入札で機器の入札、契約するように指示、指導する立場であったにもかかわらず、それを怠っていたことから書類の整備が進まず、先に機械があることに気づいて、当時それを遡って書類を整理したというところがこの入札書類関係を職員が作ったという経緯だと思います。

なぜそれをしなければならなかつたのかという部分につきましても同様でございまして、職員が事務を怠っていたと、それについて完了期限が迫ってきておりますので、そこ

までに間に合わすように自分が書類を作成することによって申請書類の体裁を整えたと、そのように本人から聞いてございます。

あとは、執行遅延の部分の事実ではない理由につきましても、やはり事務が滞っておりますので、担当職員が当時自分でそういった事実ではない内容をつくった上で書類を整え、公印台帳に記載せず自分の判断で押したものと、そのように確認を取っております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君）　今の説明を聞きますと、不正受給に町が加担したと取られてもおかしくないのです、実は。この公印も町長の決裁も受けずに勝手に押すということは、職員としてあるまじき行動だと思います。その部分、今回こういうことがあったにもかかわらず相談がきちんとできなかったのか、業者に対してきちんと職員側からこの説明をして判断を仰がなかったのか、そこの部分分かれば説明してください。

○商工労働観光課長（白石秀之君）　お答えいたします。

その相談等につきましては、先ほどとちょっと繰り返しになるかもしれませんけれども、やはりその職員自身の書類を適切に処理する事務を怠っていたことが原因でございますので、相談せずに物事を進めていたと、そのように本人からヒアリングした際にこの事業の経緯を聞いた結果、そのように本人も申していました。

以上です。

○5番（山田　誠君）　今課長の説明聞いても全然説明になっていない。町でその方々のいろんな意見のその経緯、経過というのは調べたのでしょう。調べたらもう少し具体的に書けないの、なぜやったのか。ただ不備だとか何だと。なぜやったのか、その職員は。そういうのをやらなかつたら何も分からぬでしょう。きちんとその事情聴取した部分の記述を出しなさい、ここに。誰がどうやってどうやってどうやったと。ただ間に合わないから自分で作ったって、そんなばかな話ないでしょう。町長の公印を使うということは、分かる、どういう罪があるかということ。そういう部分も分からぬ職員が課長なんてやってられるか、おまえ。きちんとしないと駄目だ、こんなの。改めて出しなさい、これ。何で名前隠しているの。事実は事実でちゃんと出せばいいのでしょう。もしワイエスのこれ払えなかつたら誰が払うの。返還命令多分来るから、ワイエスで払えないといったら誰払うの。町が払うのか。そういうことをきちんと対応策も考えてやらないと、ただこういうふうな経過がありましたから、職員の不備ですからなんていつたって、こんなもの何もやる必要ない。町長、どうですか、もう少しきちんとやらせなさい。

○副町長（長瀬賢一君）　お答えします。

まず、この件に関しては、しっかりと当時の担当者に対してヒアリングをして事実確認を行っております。今後の処分についても、今この全協でお話しした後に懲戒審査委員会を開催しまして、その処分の基準に照らして厳正な対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、事件性というところも、公印の不正使用というところで、そういったこともあります。

ますので、そういったところもそれと併せて顧問弁護士にも相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

今回はまずこの経緯についてご説明ということで、一方ではワイエスフーズさんの納入されていたものに対して補助金を不正に申請したという部分がこれがまず大きなところで最初に指摘された事項です。それを調査していく上で、調べていったところ職員がそこに絡んでいて、その入札の手続についてただいま説明したようなことがあったということをございます。詳細な聞き取り内容については、どういった形でお示しできるかどうかということはちょっと持ち帰って検討いたしまして、またそれは後ほど対応を考えたいというふうに思ってございます。これで終わるということではなくて、まず本日はこういったことがあったということを、そしてその後ではその職員に対してどういったことをしたのか、そしてまた責任問題、そして公印の管理ですとか、そういうこと、対応策考えていかななければなりませんので、そういうことも含めてまた改めてご説明したいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（山田 誠君） 副町長の言うのも分かるのだけれども、物事はちゃんとワイエスさんが事業をやった以上は担当職員としては実績報告しなければならないということを分かっているはずでしょう。それが入札もしない何もしないかにもしない、勝手に作って出す自体がもうおかしいなんていうものでないでしょう、これ。その辺がやっぱりきちっとさせないと、ここでそういう担当の一人の個人的な考え方でやられたら、これ町長何人いたってたまらない。また新聞沙汰になったらどうするの、これ。また森町が何やった、これやった、あれやったって、いいことさっぱりないのだ。悪いことばかりでしょう。副町長、もう少し職員に気合入れてばしつとさせなければ駄目です。処分関係は町の権限だから、それはそれでいいのだけれども、やっぱり姿勢的な問題きっとさせないと、もう町民も言っているわけだから、最近の職員はだらしないって。その辺をきっと対応させてください。どうですか。

○副町長（長瀬賢一君） まさにおっしゃるとおりでございまして、職員に対しては再度改めまして本件のことについても共有して、もちろんすけれども、もうこのようないくつかないようにしっかりと指導をしていかなければならないと考えているところでございます。また、併せてその職員に対しましても厳正な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（千葉圭一君） ワイエスフーズ側が不正の申請をしたという、それを職員が申請書類を書いて提出した。その職員は、ワイエスフーズの出されたものに対して勝手に判断できる職員だったのですか。そのワイエスフーズから来たものに対して不正の書類を作つて提出しなくてはならない職員というのはちょっと考えにくいですけれども、本当にその一職員だけでそういうことができるのか、判断したのかどうかというのがちょっと疑問に

思っています。

それと、もう一点がその一職員が公印の台帳に記載せず公印を押すことが日常茶飯事でできるのですか。ということは、今もやろうと思えばできるということですね、よく分かりませんけれども。そういう公印の管理というのはどうなっているのか。今後どういうふうに改善していくのかということも、今後話し合っていくのでしょうかけれども、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それと、3つ目が、責任と処分は今後これからなのでしょうけれども、この今回の不正で補助金を約五千何百万ですか、これ全額国に返すことになるのですよね。そうすると、ワイエスフーズさんからはもう既に返金を了承していただいているのかどうか、その辺をちょっと確認したいのですが。

以上です。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

不正の書類を作った経緯というところにつきましては、職員のヒアリングをした際にまず職員はこの実際のワイエスフーズさんの不正、事前着手、ここは知りませんでした。ですので、あくまでも不正受給の一つとしまして、まずワイエスさんが事前にあった機器に対してこの補助金を充てようと考えて書類を出しておりました。その事務を進めていく上で必要な関係書類というのは、実際は本当に入札書関係というのはワイエスさんが行って、ワイエスさんが整えるべき書類だったのですけれども、やはりそこをしっかりと指導、助言せずに時間が経過してしまった。物も、事実的に改ざんされたけれども、納品がされてしまっているという状況になった。その中で書類が作られていなかったというところに担当職員が当時気づいたというよりも、気づいていたのか、そのとき気づいたのか、整えなければならぬ書類が整っていないと。そういうところで自分の判断で書類を一から遡って作ったというような経緯であります。なので、本人の意思で作られたと、そのように本人からは聞いておりますのでというところになります。

あとは、補助金の返還の部分でございますけれども、こちらは北海道また会計検査院のほうで算定して、返すべき金額というのをワイエスフーズさんのほうで返還するという意向は確認しております。

○総務課長（濱野尚史君） 私のほうから公印の管理のことについて説明させていただきたいと思います。

まず、公印の運用についてですけれども、うちの町ではまず公印は使用する場合私の席の横のロッカーの上に公印と公印使用簿を置いて、公印を押印する職員についてはまず公印使用簿に記載をして、その後公印を押すということで、これは森町の公印規程の運用どおりの運用になっております。公印の使用できる時間というか、なのですけれども、町によっては例えば休日とか時間外に宿直のところに預けて押印をさせている町もあるのですけれども、うちの町については基本的に平日の朝8時半から5時15分までしか公印の使用を認めていませんので、執務時間中しか公印は押印できないことになっています。このこ

とがあつてから私も注意深く公印のところ押しに来る職員見ているのですけれども、職員皆すべからく公印台帳に記載して公印を押しています。ただ、私もずっとその公印のそばにいるわけではないですし、現に今も私ここにいる間でも職員は公印押しに来たりしています。そういうところで、全てその部分について職員がきちんとルールどおりにやっているかどうかというところについては、やっているだろうとは思いますけれども、今回こういった事態になってしまったということで、今後どうしていくかということなのですけれども、いろいろ技術的な部分でいくと例えば識別情報つきの電子印鑑の導入であつたりだとか、公印の使用の履歴を見ていくと一番多いのがやっぱり契約関係の書類の押印が多いので、電子契約サービスを利用するとかということで、それであれば電子になりますので、電子公印を押印した際にはアクセスログがきちんと残ったりしていますので、そういうことである程度実際の判こを押すという機会を少なくするということはできるかと思います。ただ、これは仕組みを導入したりだとか制度の運用、あるいは町がそれに対応できても相手の事業者さんとかがその電子契約サービスに対応していないこともありますので、これはすぐ制度導入するというのもなかなか難しいと思います。仮にその識別情報つきの電子印鑑ですとか電子契約サービスを入れたにしても、では公印押す機会がゼロになるかというとこれもゼロにはならないので、やはり今回この事案を含めまして職員には公印の重要性とか、不正使用した際のリスクについて改めて教育を徹底させてもらいたいというふうに思っています。その上で、またこういうことが見受けられるようなことが危惧される場合については、あまりやりたくはないのですけれども、公印の前に監視カメラを置いて、きちんと職員が公印台帳に記載して押印しているかどうかというのをもう画像で記録するという対策を取ることまで一応考えております。

以上でございます。

○8番（千葉圭一君）　すみません、1つだけ、その公印の件でお尋ねしたいのですけれども、その職員が1人で押して今回不正になってしまったのですけれども、ほかに関われる人っていないですか。要するにうちらでいけば、うちらって失礼ですけれども、例えば部長とか課長とか係長とか誰かが第三者の判がどうだとかチェックがどうだとか、何か第三者が関わるようなシステムというものは今後検討の課題に入れられないものなのかどうかというのをちょっと聞きたいのですけれども。

○総務課長（濱野尚史君）　お答えします。

公印と呼ばれるものは、いろんな種類の公印があります。私が現に所管して管理しているのは町長の印でありますけれども、それについては基本的に文書を作成した担当者が決裁後に押すという運用になっていて、その公印を押すために何か権限を付与したりということをしているわけではありません。ただ、そうなると担当が決裁終わった後に、誰でもと言えばあれですけれども、制限かけてないので、誰でも公印を押せる状態ではあります。もう一つ、技術的に監視カメラとかではなくやる方法とすると、2人で来て、1人がその決裁書類にちゃんと決裁になっているかどうかを確認しながら押印するという2人体

制で押印させるということも検討には出ているのですけれども、中には部署で人が少なかったりですとか、どうしても窓口の対応ですぐ押さなければならない場合というのもありますので、そういう場合どうするかというところも検討しながら今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 1ページの事業内容なのですけれども、3番のホッパーコンベヤー改修ってあるのですが、令和2年の第1回森町議会の9月会議の中でこの商工費の補助金の説明があるのですが、その中では選別機と砂取り機と殺菌洗浄コンベヤーの導入の3つになっているのです。それが今回の説明では、この3番のホッパーコンベヤー改修というのが入っているので、その辺りは、4番のホタテの殺菌が事業内容になっていない、対象外ってなっているのですけれども、3番は私たちに説明は以前からされていなかったものではないかなって私思うのですが、その辺りどうでしょう。

○商工労働観光課長（白石秀之君） その当時の事実の説明というのは、ちょっと私たち今承知していないところで申し訳ございませんが、実際に補助金の申請の際にこの機器を購入するという部分で計画書を国のほうに提出しますので、その計画に基づいて補助の対象になる機器というところで補助申請を行っているというふうに認識しております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） このことに関しては、もうこれ以上の調査はないということですか。これ以上調査はなくて、これでこの報告で終わりということであるならば、これから対応とか対策とか、先ほどもみんな議員の方も言っていますけれども、処分とか、そういうこともこれから経緯、これで終わりではないという話を説明でしか受けていないというのよりは、きちっとそういうことも文書にして、これからこういうことを進めていく、まずはこの事実を皆さんにお知らせするというのであればまだいいのですけれども、何かこれで終わりみたいな、後は口での説明になるよりも、もう起きてしまったことはどうしようもないで、これからることをみんな知りたいと思うのです。その辺りは課であれなのか、何か考えていることがあるのかお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 本事案につきましては、まだ会計検査の調査中というところもございます。この全員協議会のほうでまずこういう事案が発覚したというところと、それに町の職員が関与していたという部分を含めて本日お時間をいただきながらご説明させていただいております。実際に補助金の返還もそうですけれども、これから実際にどのような形で補助金を返還していくのかというところも示されてくるというふうに思っておりますし、その際に補助金の返還、こちら先ほど説明のとおり間接補助でございますので、逆のパターンで返還するのか、ちょっとまだそういった報告はいただいておりませんが、事業スキームの流れからしますとやはりワイエスフーズさんから町に返していました、町が北海道に返して、国に北海道が返すというような流れになるのかなと。そうなったときにはやはり補正予算等の対応も必要になってくるのかなと考えております

で、あとはまだ調査中というところもある中でどういった形で、この実地検査が最終的にどこにどういった形で終わるのかというところはまだちょっと先になるのかなと。その際にはやはりもう一度しっかりと説明はさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○7番（斎藤優香君）　この会計検査院の検査結果はいつぐらいに出るというお話とかあるのかということと、あと町としてはやはり対策委員会とか何かそういうのを立ち上げて、全庁を挙げて職員に徹底していくのかというところはどうなのでしょうか。副町長かもしませんけれども、お願ひします。

○商工労働観光課長（白石秀之君）　会計検査の公表につきましては、まだ時期的なものは示されておりませんので、分かりましたらお知らせします。

○副町長（長瀬賢一君）　職員への教育、こういったことの周知ですけれども、もちろんそのところはみんなで共有しながら、こういうことがあったと、今後二度とこういうことがないようにしなければならないという確認をしていかなければならぬというふうに考えてございますので、そちらのほうはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○12番（東 隆一君）　1点だけ、二度こういうこと起きないようにするために、実際にヒアリングしたということで今言っているのですけれども、ここに書いているとおりの説明だけがヒアリングの、私なりに説明された部分はこの項目しかないわけです。もっとだから二度とこういうのを起こさないために、要はワイエスフーズのほうが結局不正をしたやつをその書類が上がってきた部分で今度日数を改ざんしたというふうになって、ワイエスフーズ自体が結局そういうのを改ざんしていなければこの職員だって本来はそういうことなくともいいわけです。ですから、そこのところになったときのだからヒアリングをきちんとなぜそういうふうになったのかという自分はそこの要はその職員の心境なんかもきちっとこちらのほうに示してもらわないと、それで町の職員全体でそういうのを共有して、こういう部分になるとすごくリスクですよと。自分の職まで失ってしまって、ここにはもう住めないぐらいのリスクですよね、こういう不正というのに加担したということになれば。もっときちんとヒアリングをしたやつをきちんとこっちのほうに出してもらわないと、ただこれだけで、いやいや、日付を間違ったので、これちょっとやりましたよと。簡単にやったことによってこれはもう大問題になりますよというのは分かっているわけです。その意識がどうだったのかというような、要するに職員の。そういう意識が欠落していたのではないのかなというふうに思われるを得ないです。多分課長はそのところを、だからヒアリングした部分で誰がヒアリングして、そのところをヒアリングした部分を相当こういう部分で何でこういうふうにしたのかという部分、心の葛藤あったと思うのです、その職員は。こういうふうに改ざんしたら、これ駄目になるのだ、要するにこれはえらいことになるのだと、それを思いつつも改ざんしているわけです。本来だから町職員が初めから改ざんしているわけではなくて、ワイエスが改ざんしたやつを、要するにこ

ういうふうに不正受給を水増しをしたのだという部分に加担してしまったわけです。本来だからその職員自体がその管轄ではなければ加担する必要ないわけです。そのところヒアリングをきちつとしてあげないとかわいそうではないですか。やったこと自体は罪なのですけれども。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

今ちょっとお話の中で、ワイエスさんが改ざんをしたところを知っていて改ざんに加担したことではないです。先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、あくまでもワイエスさんが事前に着手するために改ざんしたのはワイエスさんの不正です。不正に行っていた中で、ワイエスさんから頂く書類、それはもう改ざんされた書類です。納品目等につきましては、改ざんされたものが上がってきています。職員に関しては、そのワイエスさんの不正、改ざんしたものというところはそのときは気づいておりません。最後まで気づいていないです。上がってきた書類を基に、本来であれば手続を踏まなければならなかった入札をしていなかった、あとはそろえなければならない実績報告書までの関係書類を整えていなかった、それはあくまでも職員の怠慢でありまして、ワイエスさんが不正があったから不正に加担したのではなくて、あくまでも不正は不正、そして職員の怠慢で、書類が整っていないところで自分の判断で改ざんした書類を作って提出したというような形です。その事実を本人からヒアリングした際に、まずこの書類は誰が作ったのかというところを1枚ずつしっかりと確認して、入札書類まで遡って全部自分が作ったというところで確認をしてきているところが事実でございます。

○12番（東 隆一君） ですから、私言うのはそのところもっと詳しく出してくれればいいではないですか。だから、要はその本人が1人でなぜそれをやらなければ駄目だったのかと。もしも日付がちょっとずれているというふうになったときに、その上司というのはいたはずですよね。その上司になぜ相談をできなかつたのかと。1人でそれ全部背負い込んでしまってやってしまって、結局今度は要するに書類にも一切決裁取らないでぼんぼんっと自分の判断で、判断というか、自分の単独でやってしまったわけです。その上に上司がいたわけです。そのところになぜ1人だけ自分で背負うのではなくて、なぜ上司にそこで相談ができなかつたのかという、その経緯なんかもヒアリングで聞いていないのですかということなのです。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

本人は、決裁も取らずに書類を整備していたという事実は認めております。この事業の流れを順番に追っていったときに、あくまでも自分が事務を怠っていた、やっていなかつたというところで書類を遡って作成したというところで、相談というよりも、言うなればせっつかれて早くやれと、北海道からも提出はいつなのだというようなことも聞かれている中でそこも書類の作成を進めなかつた。自分の意思で事業遅延報告を自分で作って、3月31日という期限まで先延ばしにした中で書類を整備したというのがヒアリングの結果です。

○12番（東 隆一君） 何か風通しが悪いような気がするのですけれども、本来だから自分がこの担当だといったときに、こういうもしも自分が怠ったのだと、怠ったのだったらこれは怠りましたと、課長と。誰でもいいです。要するに上の人間にどうしたらいいでしょうかという本来相談をするような仕組みにはなっていないのですかということです。仕組みにならないものもあるのだろうから、結局全部自分の判断でどんどん、どんどんこういう形をやったのだと思います。そうではなくて、そのところ何か風通しが悪いような気がする。それだったら自分が1人で確かに怠っていましたよと、怠っていましたと、そういうのを上司に報告して、それで上司が判断をしてという要するに段階を踏まないのですかということの話なのです、私は聞いているのは。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 本来の事務の流れとしますと、怠る前にしっかりと決裁を取って、上司の確認、提出する前、あとは北海道等から来た書類についても受付をしてしっかりと上司に見ていただく。ですので、今回はそこの事務を自分の判断でしなかったというところでございますので、事務が滞っている部分について隠しながら進んでしまっていたというところがこの経緯になると思いますので、本来であればしっかりと決裁を取って、一つ一つの事業の流れの中で補助決定もそうですし、入札関係書類の結果の報告書もそうですけれども、しっかりと提出する前に決裁は取って行いますので、通常の事務の流れではなかったというところがこの事案でございます。

以上です。

○12番（東 隆一君） これ本人自体ヒアリングしたときに発覚しないと思ってやったのですか、日付の改ざんというのは。そこはどういうふうに。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 補助申請書類につきましては、当然我々も調査していく中で分かりましたので、書類を見た限りでは体裁は整っておりますので、そこはちょっと気づかなかつたというところでございます。ですので、やはり本人が意図的にそういったことを行ったというふうに捉えております。

○2番（河野文彦君） 久々にまた大きな事件が起きたなって物すごく怒りと危惧と感じているところなのですけれども、まずは1点確認したいのがこの資料2ページの執行遅延というところで、交付決定後という言葉があるではないですか。この事務手続の詳細分からないので、聞きたいのですけれども、その上段の町職員が入札した書類を遡って作成、機械発注後から遡って作成、これ町職員が行ったことですよね。この書類を作成したのは交付決定の前ですか、後ですか、まずそこを先に教えてください。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

書類を遡って作成したのは交付決定後です。

○2番（河野文彦君） 今回大きな問題がこの中に幾つもあると思うのですけれども、これワイエスさんが補助金を返還したから終わりにはならないです。もうこれ言ってしまえば詐欺ですから。ましてやもともと買ってあったものを補助金をいただいてこれから買いますといったら、明らかに詐欺行為です、これ。事務のミスとか認識の違いではないです、

これ。犯罪です。それに職員が加担した、僕はもうこれ職員共犯だと思っています、詐欺に対しての。共犯。だって、虚偽の書類作って、この補助金が詐欺として成立する手助けしているのだもの。共犯でしょう。これは罪重いです。ましてや公文書偽造というのかな、それも相当罪重いと思うのですけれども、これ下手すれば刑事事件になるぐらいのことだと思います。国としてはワイエスさんが補助金返還すればそれで、会計検査院としてはそれで終わりと言うかもしれないけれども、町としてはこの公印を不正に使用したことに対する刑事罰をどこかに求めなければならぬです。それぐらいのことをしないと示しつかないのではないか、これ。それを今後、まだまだ調査中ということなので、これから詳細が出てきてからだとは思います。その中で、もしかしたら何かなるほどというよう、特別な事情があったのだねということも出てくるかもしれないけれども、でも今の時点では相当罪の重いことをやってしまったなという感が否めないかなと思うのです。ですから、その辺、繰り返しになるけれども、これから調査して、これから報告になってくると思うのですけれども、僕ちょっとここで腑に落ちないのが当時携わった職員いるのでしょうか、まだ職員として。なぜここにいないの。何でその人をかくまわなければならないの。白石課長は当時この担当課でもないだろうけれども、当時の課長いるでしょう、職員として。なぜここにいないの。その方が一番分かっているでしょう、多分。だから、その体质がよくないと思う、すごく。今職員は、これ刑事事件になって取調べが、捜査がといったらあんまりほかの部分ではしゃべれないかもしれないけれども、今なんて議員なり、町民に説明しなければならないでしょう。おわびしなければならない立場でしょう。そこが僕は理解ができない。なぜ今の現課長だけでの対応なのか。ヒアリングしてきたという説明をしてくれるのは分かるのですけれども、やった本人に聞くのが一番分かるのです。これ百条だ何だといったら、出てきて証言しなければならないことになるのです。なので、そういう意識も少し変えていかないと、こういう事件森町多過ぎますもの。例えば公印の部分だって、もう何年前になるかな、前にもありましたよね、副町長、土地の売買の件で。何も改善されていないでしょう、これ。また同じことをやって、十数年前だ、たった。30年も40年も前の話ではないです。僕だって記憶にありますもの。あのときだって結構新聞載ったりなんだりでマスコミを嫌なことでぎわせてしまって、それが全く改善されていないから同じこと起きてしまったのではないか。なので、その辺をもう一度襟正して取り組んでいかないと、町民に申し訳ないです、こういう恥ずかしいことばかり新聞に載ってしまって。またこれ書かれますよ、雑誌なんかにも。なので、その辺改めて今後の対応、今ここで再発防止がどうこうという話までいってもしようがないと思うのです。ただ、何があって、どういう経緯だったかというところ、今私たちでもまだ納得ていっていないと思います、皆さん。ですから、その辺をしっかりとまとめるなり、調査するなりして、その真相の報告、それをまず今全力で取り組んでほしいなと思うのですけれども、まずお願ひします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） まず、今回会計検査での指摘から始まったことでご

ざいまして、我々がこの場にいるのは当時の事業とはいえ一応我々のほうで実地を受けた経過というところもございますので、職員の不正の部分というのは会計検査の後の方に実際分かってきたというところも正直ありながら、実際にこの事業自体は職員も加担していますけれども、実際にこのワイエスフーズさんが行った不正に対して会計検査の指摘があり、そこから細かく調査をしていったという部分の経緯がございますので、その辺の説明についてはやはり現担当である我々のほうですべきだったのかなと思っておりますし、また再発防止というよりも通常の事務を、この翌年度に同様の補助事業をほかの事業も使ってはおります。実際にこのような事務を行ってはおりませんので、しっかりと入札も行いつつ、しっかりと決裁も取り、正式に正当に補助申請しているというところも実際にございますので、そういった部分も含めてこの事業の説明、中身の説明として我々のほうから説明させていただいておりますので、ご承知いただければと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 会計検査院との対応を現課長がやったということで、そこは分かりました。

あと、今課長のお話の中で、加担はしているけれどもって、やっぱりそこなのだ、意識。多分課長の思いの中では、悪いのはワイエスなのだと、ただ町職員は一部巻き込まれた感ぐらいにしか思っていないのではない。でなければ、加担はしているけれどもなんて言葉は出てこないと思う。だから、そこをやっぱり改めてほしいなと思います。

またちょっと中身のほうに戻るのですけれども、これ入札書類を遡って作成した、機械発注後から遡って作成した。この時点でこの職員は、この補助事業に今回のケースだと該当しないって認識しているはずでしょう。しているよね。逆にそれを認識できないような人間がこの事業を担当すること自体がもう終わっていると思う。ナンセンス。なぜここで入札書類を遡って作らなければならない。なぜ機械はもうあるのに発注の時期をずらして書類を偽造しなければならない。これ偽造しなければこの事業がオシャカになるって認識したからやったのでしょう。違うの。逆にそうではなかったら、こういう人たちにこういう事業を任せても駄目だと思う、今後。そういう中で、やっぱり町は今回の事業に関しては指導、監督しなければならない立場なのだから、ましてや共謀して一緒にこういう書類を作るなんていうことはもちろんあってはならないけれども、これはまずいよって感じた時点で、ワイエスさん、今回の補助金、これ諦めて取り下げるしかないよと言うタイミングもあったと思うのです。あつたでしょう、多分。なかつたの。それあつたと思う。そこを聞かせてほしいのと、あつたか、なかつたかというの。それと、やっぱり指導、監督する立場の町職員なのだから、それぐらい毅然と対応しなければこういうことってまた起きるのではないかと思って。業者さんに何とか頼むよ、やってくれやって、大変なのだつてなつたときに、いやいや、駄目ですとはっきり断れる、そういう意識を今後持つていないと、また同じこと起きると思う。その意識がなかつたからこんなことが起きた、僕はそう思うのですけれども、どう思われますか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

本人の認識、気づいていたかというところでございますけれども、まず事前着手、事前にあった機器だという認識はなかったと聞いています、本人からは。気づいたタイミングというのは、恐らく入札を行っていなかった、実際に一般競争入札をしなければならない事案なのですけれども、それをしなければならないよという指導、監督という部分がまず欠けていた。そこで入札が行われていない中で物品が納入されていることに気づいた……

（何事か言う者あり）

○商工労働観光課長（白石秀之君） 機械の発注ですね。発注後、発注してしまったのに気づいて入札書類を整えなければならないことに本人が気づいた、そこで気づいたとは思います、この実際にやらなければならない事務を行っていないので。そこで、その当時の担当者がやったのが自分で書類を全て整えたというところがこの不適切な部分でございます。気づいていたのは恐らくこの入札をしていないということに気づいたときに、実際にこの補助事業は入札に付することが原則なので、それをやっていないというところには気づいたのですけれども、そのタイミングで事業者さんほうに伝えてはいないということになります。

○議長（木村俊広君） 整理すると、本人からのヒアリングでは会計検査によって不正があったというふうに気づいたという話ではあったけれども、時系列からいくとそうではないと。本人は、もう既に会計検査の以前に気がついていたという、そういう形になるのだと思うのだけれども、そういう認識でいいのかな。

○総務課長（濱野尚史君） 私もちょっとヒアリングした中で、私は懲戒処分するという処分者側の立場として職員本人から聞き取りをしたのですけれども、まずこれが交付決定する前に納入されている物品かどうかという、それについては当該職員は全くそこについては認知していなかったというふうに言っています。ただ、その後にそれを交付決定後に受注したようにするためにワイエスフーズさんほうで8月に見積りを取って発注したというふうな書類が出てきています。本来でいけばその8月の前にちゃんときちんと入札をするということをワイエスさんに伝えていて、もし入札のやり方が分からなければ入札のやり方について町でやっている方法とかをお教えして入札をやらせればよかったのですけれども、そのままで指導を怠っていたということが1点。実際にその見積書をもって発注をかけてしまった事実を分かった段階で、すぐに入札をしなければならない案件だということをワイエスさんに伝えて、どういうふうな対応をするかということを速やかにやっていればまたここまで大きくならなかつたことが、そうすると入札やらなければならなかつたことをやつていなかつたことをすぐ指摘すれば、その後職員がその入札書なり、予定価格をつくることも多分なかつたかと思います。それを分かっていながら、本来必要な手立てを講じなければならなかつたところを半年にもわたってワイエスフーズさんに入札をしなければならないことを、その入札のやり方がこうだということを伝えていなかつたので、結局今になってというような、もう物が入ってしまった後に入札書を作るというふうにな

ったといった、そのいきさつのそういうところがちょっと何年も前なので、あれなのですがけれども、本人とすれば作りたくて作ったわけではなくて、もうその辺で自分で作らないとその書類が提出が間に合わないので、やむにやまれずに入札書類と予定価格調書を作成したということであって、まずはつきりさせておきたいのは事前に納入したということについては事実も知らないですし、事前に納入したことを分かっていて申請をするというふうな加担をしたという事実は、本人はそれはないというふうにはつきり言っていますので、その辺はないかと思います。

以上でございます。

○2番（河野文彦君） 今の総務課長の説明聞いていたら、僕的にはちょっとガスが抜けた。ガス抜きになった。そんなこんなもやっぱり説明不足だと思う。そのヒアリングなり、調査した内容をもっと詳細に教えていただきたいと。これは今後の課題としてお願ひします。

最後に、副町長にもう一点、手短でいいです。最初にも言いましたけれども、十数年前だと思います。同じような事件です。たしかあのときは係長とか係とかよりもうちょっと上方だったかなという記憶があるのですけれども、公印の不正な使用ということに関しては同じような事件だったのかなというふうに私思っていたのですけれども、たった十数年の間にまた同じようなことが起きてしまった。これに対してやっぱり何か大きな改善しないとまた起きます。そこは、副町長筆頭にでも絶対こんなことは二度と起きないと、やれるものならやってみなぐらいの対策を今立てないと、調査と同時にそっちもしっかりとやってほしいと思います。さっき課長言っていたとおり、今現在だって公印押されていているわけです。なので、特に不正使用を防ぐ対策というのはもう早急にやってほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） まず、本件の起きた事案に対しては、私も責任をもちろん痛感しているところでございます。おっしゃるとおり、今後このようなことが絶対起きないと意気込みでしっかりと対応をしていかなければならぬと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、しっかりと対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、今回のこの事件というのは刑事事件ですよね、町側にとつても。とすれば、これどこが告発するのですか。会計検査院、国なの、それとも町が告発、被害者としては町側になるわけです。町が告発するということもあり得るわけです。その辺どういうふうに考えているのか。

そして、今後当然刑事事件として告発されるという可能性も私は高いと思っているのだけれども、そして今まだ調査中ですから、そういうことからすればどういうふうにその辺を捉えているか。

そして、これ令和2年、令和1年に関しては前町長時代です。とすれば、そこまでの前町長のほうまでヒアリングしているのかどうなのか。

そして、公印を使ったことというのは台帳に記載していなかったということは故意なのか、過失として書き忘れたということなのだろうか。そこははつきりしていないです。今までの説明ではどうも見えてこない。

それと、普通会計検査院の監査というか、調査入る場合というのは、5年度を遡ってやると言われているわけです。今回令和1年ということは、2年もそれになるのだろうけれども、それ以前に遡って調査している形になっている。それというのは、今後ほかのいろんな補助金をもらっている場合の全てにわたって見直しをかけていく、調査しなければならないことになってくるのではない。町がやるのか、それは国のはうが、会計検査院がやるかどうかという問題にもなってくるのだろうけれども、それをはつきりさせないと、ほかにもこういう問題が出てくる可能性が、やっている可能性があるわけです。それだけ国から信用されていないということになるわけです、今後も将来を考えたら。それを考えたら、きっちとその辺を踏まえた形で調査して、今回の事件ばかりではなくて、そのほかのこういう事案を、国の補助金をもらっている場合のことも含めて調査し直さなければならぬのだと私は思うのだけれども、その辺どうなのでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

ほかにもまだこのような事案があるのではないかということで、しっかりと調査しなければならないのではないかというご指摘だと思うのですけれども、おっしゃることはそのとおりだというふうに思っております。まず、職員に対しては、こういった事案がありましたということをしっかりと周知して共有をしながら、実際の見直し、過去に遡ってそういったことがないのかというような投げかけといいますか、そういったものをしっかりと職員のほうにさせて、それをもって自ら前の書類がどうだったかというのを点検して、さらにそれを踏まえて今後このようないいような、そういった体制をつくっていかなければならぬのかなというふうに今感じていたところです。

以上です。

○商工労働観光課長（白石秀之君） ご質問の中に前町長のヒアリングという部分が出ておりましたが、前町長からのヒアリングはしておりません。実際に計画書を提出したのは前町長時代で、その途中で町長が替わって、実際に実績報告を出すのは今の体制の状態となっておりますので、前町長にヒアリングはまず行っておりません。

○総務課長（濱野尚史君） まず、この事業自体に対して、それこそ事業実施主体に対する告発はどうするかということについては、これはまだ会計検査の調査が続いているので、その辺はちょっと今ここで軽々にはお話しできないかと思います。

一方、職員のほうにつきましては、推測される罪というか、あれになるとすれば有印公文書の作成、同行使罪、これに該当する可能性は極めて高いのではないかというふうには判断しているところなのですけれども、これが実際どういうふうな罪になるのかということについては、先般職員からの聞き取りが終わりましたので、これを踏まえて町の顧問弁護士のほうに相談した上で、懲戒処分も含めてなのですけれども、改めてそちらについて

は対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 1点答えていないだけれども、故意だったの、過失だったのという話、それと告発、要するに町が調査するのはいいけれども、刑事事件にもかかわらずそれで済ませるということなのだろうか。それは、町の問題ばかりではなくて国ほうの問題にもなるわけだ、会計検査院の問題。会計検査院がこれは刑事告発として告発しなければならない事案というふうにみなすかどうかという問題なのです。そのニュアンス的に、まだ調査が途中だから、そこまでは出でていないのだろうけれども、そういうふうになった場合の対応も当然考えなければならないし、当然ワイエスに対する問題、そっちのほうの問題と町側の問題、2つの問題があって、それぞれ告発された場合にどうするのかというよりも、検察のほうできちっと調査をしてもらわないと分からぬ部分ではないの。というよりも別な力が働いていた可能性だって、私ちょっとそこまで、深く考え過ぎなのかもしれないけれども、だから前町長時代のことも含めて考える必要があるのではないのというふうに、そうなると町側では限界があるでしょう。やっぱり刑事告発する中ではっきりさせていくしかないのではないのかなと私思っているのだけれども、今回のちょっといろいろ調べてみて。そこまで考えているかどうか分からぬけれども、その辺いかがなのでですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えします。

まず、この故意、公印の押印についてはやはり決裁も取らずやっているので、故意になるのかなと……

（「記入し忘れただけなんじやないのかって……」の声あり）

○議長（木村俊広君） 私語は慎んでください。

○商工労働観光課長（白石秀之君） すみません。記入し忘れているだけではなくて、全ての公印を押印して提出しなければならない書類に関して全て公印台帳に記載がされておりませんでしたというところがございますので、書き忘れというところではないと、そのように認識しております。

あと、今回の調査に関しましては、あくまでも会計検査院から求められているまず調査をそれぞれヒアリングも含めて行ってきておりますので、今後その告発ですとか、そういった部分の対応というのは、今調査中という部分も踏まえて、今の段階ではちょっとお答えできないのかなと考えております。

以上です。

○6番（野口周治君） いっぱいあるのですけれども、まずゼロ番、会計検査院の指摘があったからというところをアンカーにしてそこから説明をしていますけれども、それ間違っていると思います。町としてあってはならないこと、起こしてはならないことを起こしたことがたまたま経路としては会計検査院の検査で分かったのであって、どこで見つかったかではなくて何が行われたかが問題なはずです。したがって、町としてこの事態をどう

捉えて、どうするのかという問題として答えなければ、会計検査院に逃げ込むような答弁をしている間は町の主体性は出てこないと思います。いかがか。

1番、今回の説明で事態が分からなさ過ぎます。いつ誰が何をしたのですか。そのときに、例えば前町長に相談したのか、していなかつたのか、聞いていないと思うのです、今の説明だと。町長に聞いていませんではないのです。関係者誰に話をしたのか、誰がここに加担をしたのかということが明らかにならなければ、関わったであろう人の中で証言が一致するかどうかを見なければこんなのが分かりません。都合のいい説明幾らでもできます、人間。これだけのことになったら、性善説ではなくて事実でもって詰めていく作業が必要なはずです。そういう取組をしているのか、していないのか、これが1番。

2番です。そもそも制度によるコントロール、補助金あるいは交付金を使うのはどういうことかというのは、私は行政の職員が知らないなんていうのはあり得ないと思う。申請をします、通常は申請と同時に窓口に行って相談したり、いろんなことをします。特に間接的に町が入ったり、道が入ったりしたら、それが全部つながって国への道をだんだん開きながらやるのが当たり前のはずです。ところが、今の説明を聞いていると、物事が決まってからさっと申請をしたら交付金が下りたように聞こえるのだけれども、そんなことが本当にあるのかいと不思議です。そういう都合のいいことが起きないようにあらかじめ相談しなさいだし、相談なしに来たものについては非常に厳しくいろいろ聞かれるはずだと思うのです。不自然だと思う。私は、行政の中のことはよく知らないけれども、それでもたまたま見聞きしたことを聞くと、非常に面倒くさい。キャッチボールを繰り返しながら、分厚いキャッチボールの中でようやく答えが出て、その実現のためのプロセスを1個1個踏んでいくはずです。ところが、そのプロセスがこの説明では見えない。本人はこう言っていますのところに全部丸め込まれていて、これでは分かりましたとも何とも言えないと思います。まず、どれだけの聞き取りをしたのか、大変失礼ですけれども、これは議会にヒアリングデータも出すべきだと思う。本人の名誉の問題があるのであれば、あると思いますけれども、それはここ限りという制約をかけてもいいし、一部メンバーでもいいかも知れないけれども、実際どんなことを言っていて、何を聞いたのか、聞き漏らしあないのか、さっきありましたよね。前町長に報告したのか、していないのか、聞き漏らしがないのかも含めて議会も関与させてもらうべきではないかと。これは町の判断というよりも、議会としてどうするかを判断することだと思いますけれども。

次に、3番、公印の管理ですけれども、例えば公印はこんなことが起こるから金庫に入れています、金庫の鍵を開けて出してきて、判こを押す人は担当者を数人決めています、それ以外の人は判こに触れませんというシステム例えば想像してください。その人が、担当者が判こを取り出して押すためには決裁の書類が必要ですというシステムだと考えてください。そうすれば誰かが勝手に押すなんていうこと起これ得ないです。しかも、押印簿にも書かずに判こを押すなんてあり得ない。そういう管理ってごくごく私は事務管理としては初歩だと思うのだけれども、そういうこともやっていなかったのですか。どうしてや

らないのですか。公印というのは、ある意味町の財産全部を動かせますから、そういうものをこんなことが起きるような状態で管理すること、やった人が悪いではなくて、こんなことが起こるようなシステムとして運用し続いていることに問題があるのではないか。どうですか。

それから、先ほどほかにもないかという話が出ましたけれども、これは例えは尾白内のごみの山の事件がありました。このときには、前からそうだったからというふうなたしか説明だったのですけれども、これは明らかに起きた事態に対する対応のときにずるずるごまかしをやったと、動機が何であれ意図的にごまかした話です。知らずにやったのではないということ、先ほど議長の整理の質問の中に明らかになりました。つまりこれは事態を隠す側に立った。動機が個人的な動機であれ会社のためであれどちらでもいいのです。要は隠蔽を行った。分かっていて隠蔽を行ったという事態です。そういう体質があるのでないかという話にいざれはなりますが、そこはどうなのか、認識として。困ってしまった丸めてしまったという話ではないはずです、これは。

それから次、5番ですか、先ほどから刑法上の犯罪の構成要件もしくは罪名の話で、詐欺であるとか共犯だとかいう話が出ています。その辺りは法律の専門家に相談するのですけれども、事実としては公文書の偽造行使、作成行使という事態があった。もしそうであれば、これは構成要件かなり満たすはずです。それはそれで弁護士に相談すべきだし、それから不正受給ということは詐欺罪の構成に当たる可能性もある。または、それ自体が必要な手続にマッチしていないから、公文書の違法な作成に当たる可能性だってある。それに対する職員の立場は2つあります。1つは、帮助、手伝っただけ、2つ目は共犯、同じ意図を持ってやったと。これは刑法上の話ですかとも、そういうことをきちんと整理しながら、一番厳しいところで調べていかないといけませんと思うのですが、いかがか。

それから、7番、これはワイエスさんなので、ふるさと納税の関係者だと私は認識しているのですが、こういうことを起こす業者さんとの関係で、ふるさと納税等の関係で何か考えているのか、いないのか。今結論持っていないのはいいです。ですが、そういう問題ではありませんかという質問です。

それから最後、4月にこの事態が分かって、今日の時点でこのくらいのヒアリングしか本当にできていないのですか。物事の進め方としてはあまりにも、これは私の感想なのかも知れないのけれども、本当にこれだけですか。かどうか。

そこまで取りあえず第1問目です。お願ひします。

○議長（木村俊広君） 質問が多岐にわたっております、答弁も相当時間かかると思いますので、ここで休憩したいと思います。午後1時半再開します。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時15分
再開 午後 1時28分

○議長（木村俊広君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

野口議員の質疑に対する答弁からです。

○総務課長（濱野尚史君） まず、複数質問あった中で私のほうで答弁すべき事項について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目、1点目というか、ゼロ番目と言っていたところなのですけれども、会計検査に逃げていって、主体性をそちらに持たせ過ぎているのではないかというご指摘なのですけれども、町としては決してそういうつもりはございませんけれども、会計検査が行われなければこういった職員の不正が発覚しなかったということについては、業務の執行管理ですかチェック体制がうまく機能していなかったということについて、これについては反省しているところですし、今後この辺をどうにかしていくということをきちんと対応しなければならない事象だと感じております。ワイエスが行った不正は不正、職員が行った不正は不正できちんとそこら辺はやっていくので、そちらに主体性を持たせているというふうにもし受け取られるような答弁とかがあればあれですけれども、そういうつもりはございませんので、そこら辺についてはご理解いただきたいと思います。

それに関係してですけれども、公文書の偽造行使あるいは公印の不正使用のところについてですけれども、これについては、今言ったとおり、ワイエスが働いた不正は不正として、それは会計検査院が主体になって調査して、現在も調査続行中です。一方で職員の働いた不正については、会計検査の部分とは別に町のほうで調べることができますので、これはこれまでも今やってきていますし、今後もまた引き続き調査をしていきたいと思います。

もう一点、詐欺の帮助に当たるのではないかとかというところなのですけれども、確かに人を欺いて補助金を不正に取得したという意味では詐欺になると思うのですけれども、これが刑事事件として詐欺として立件されるかどうかという、あるいは告発するのがどこか、告発したときそれが刑事事件として立件されるのかどうかというところについては現状まだはっきり分かりません。詐欺の帮助と、それから共犯というのは、あくまでもその主体のワイエスさんが詐欺として立件されて初めて帮助が成り立つのではないかというふうに私は思っているので、そちらについては今の段階で会計検査の動向を見ながら、そこら辺について共犯、帮助が成立するのかどうかというところについては引き続きやっていきたいというふうに考えております。

次に、前町長にこの件について相談したとか、誰が加担したのか証言を一致させる必要があるのではないかというところですけれども、今当該職員の聞き取りは大体終わっております。今後また事実と違うところが発覚した際には当時の上司、あるいは同じ課の当時の職員等からも聞き取りをして、証言の一貫性はきちんと担保していきたいというふうに思っています。前町長の聞き取りもその過程で必要があれば実施していきたいというふうに考えております。

次に、職員に対する聴取の内容を議会に示すべきというご指摘ですけれども、今職員からの聞き取り終わっていますので、今後その聞き取った内容を基に顧問弁護士と相談させてもらって、その内容も踏まえてお示しできる部分についてはお示ししていきたいというふうに考えております。

次に、公印の管理、決裁、そのシステム的な部分の問題についてのご指摘だったと思うのですけれども、数年前に公印の押印の見直しを行っておりまして、1,000項目くらいの文書それまで公印押していたものを押さなくて済むように押印の見直しをしております。ただ、公印押さなくてもそれ自体の文書として効力を発する文書も当然ございます。その中で押印するというものは、法令とか条例に規定されているという法的根拠があるもの、あるいは契約、あと会計について押印するというものになっています。この押印の部分だけ今きちんととしても、そもそものやっぱり文書の発付するまでのプロセス、ここもきちんとやっていかなければならないというふうに考えているところであります。その1つとして、令和5年度から文書管理システムを導入しております。公文書として文書を発付する際には、文書に必ず文書番号というものを付しているのですけれども、文書管理システムを導入する前は各課でエクセルとかで作った文書管理の番号を管理するものだけでやっていたのですけれども、基本的に文書管理システムが入ってからはその文書管理システムで吐き出される文書番号をもって文書を行使しないとできないような一応仕組みにはなっております。なので、仮にそのシステムで登録しない文書番号で文書を発付してしまった場合については、後々照会かければそれがきちんとした決裁を取った書類なのかどうかというところは確認ができるシステムには現在なっています。ただ、それを未然に防ぐという、事後で何か問題起きたときにその文書をきちんと決裁取った文書かどうかというのは今のシステムできちんと確認できるのですけれども、それを未然に防ぐというところについて今後どうしていくのかというのは、正直なところ今現状でなかなかその答えを持ち合っていないので、今後そこは検討していきたいというふうに思っております。

次に、公印を使うときだけ施錠されているところから出して使うようにすればいいのではないかというご指摘ですけれども、ふだん大体公印というのが毎日20から30押しています。4月の上旬くらいの契約が集中する時期には、1日で60から多いときは80件くらい公印が使用されています。それを実際の運用として使うときだけ公印を鍵のかかっているところから出して押させるというのは、運用としてなかなかちょっと厳しいのではないかというふうに思っています。であれば、先ほどちょっと説明させてもらったのですけれども、実際公印押すところにカメラを置いて、きちんと公印使用簿に記載の上、押印をさせるようチェックする、あるいは複数人で公印を押す場合は決裁済みの文書かどうかというところをきちんと確認して押印するというような運用のほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

次に、隠蔽とか、その体質があるのではないかということですけれども、今回の事案を含めて上司がその業務の進捗のプロセスをきちんと管理できなかった、また全体組織とし

てその部分のチェック体制が働いていなかったということについては、率直にここのことろがおわびするしかないかと思っています。ただ、隠蔽体質があるのかということについては、決してそのようなことはないというふうに私たちは考えております。

あと、4月に発覚して以降この程度の調査しかしていないのかというところについてなのですから、会計検査院の調査が入った段階では、これもまた申し訳ないのですけれども、まだその段階で職員の不正は発覚しておりませんでした。それで、会計検査院から指摘されている事項を調査していくうちに職員が不正を働いていたということが分かったので、またちょっと後になっていきますので、それがでも不十分だと言われればそれまでなのですけれども、ちょっとその時期にずれがあるということだけはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

2つ目の補助金申請に係る制度に対する職員の制度コントロールの部分だったかと思いますが、行政職員はやはりこの補助金申請についてしっかり国、道から示されている要領、要綱に基づいて、それを熟知した上で事業者と連携取りながら、また北海道、国と相談しながら、しっかりこの制度を熟知した上で補助申請という作業に移るべきだと考えております。当然ながらこの当時の申請自体にこういった不適切な事務があったという部分もございますが、令和4年度になりますけれども、同様の補助金の申請も当然行ってきております。そこについては、しっかり要綱等に示したとおり熟知した上で、事業者または北海道とやり取りしながら適正な補助申請に努めているところであります。今後そういった部分も含めて、我々担当職員としてその辺は改めてしっかり制度の熟知した上で事務を行っていきたいと、そのように考えております。

また、5番、ふるさと納税の関係でございますけれども、現在まだ調査中という部分もございます。ふるさと納税に関する承認している事業者でもありますが、今回の件につきましてはふるさと納税の承認の取消しの要件に該当するものではございませんので、今のところこれまで同様の運用とするような形で考えております。

私からは以上です。

○6番（野口周治君） 一つ一つかみ合っていない感じがするのですが、いずれもう少しデータが出たらもっと具体的に議論させてもらわなければいけないと思うのですが、例えば職員の不正が始まったのはもっと後だと。そのことがいつなのですかと、書いてありますかと。結局発覚してから話を聞いていくプロセスと、それから今回の不正が行われた経過とその間に外部とのやり取りをした経過があって、これを並べてつじつま見ていかないと分からないと思いませんか。それを個別の聞き取り開示しろは言い過ぎかもしれませんけれども、そこに立って本当にこれで全体が分かったと言えるかどうかの判断ではないかと思うのです。例えば分かったのが5月としましょう。では、5月から今日までの間何していたのだと、全く同じ問い合わせが成立するはずなのです。それをやったのは業者で、それを

言わば追認的につじつま合わせをした、自分のミスもあってやったという定性的な説明だけで済まそうというところが事実ベースではない議論の仕方だと、説明の仕方だと。それではまずいのではないかと言いたいのです。だから、もう少しちゃんと調べて、ちゃんと開示しなければ駄目なのではないのと。同じ趣旨の質問は皆さんからも出ています。このままでは多分納得して町民への説明なんかできない。

それから、先ほどの回答の中で本人の説明していることと不一致があつたらというあたり、私うまく聞き取れなかつたのですけれども、これはこうだと思うのです。関係者にその頃のことを聞いてそれを突き合わせる作業、本人の言ったことと違う事実が出てきたときに周りに聞くのではないですか。こういうことが起きたときって関係者みんなに並列して事実を聞いて、その事実の整合をちゃんと見ておく、取調べっぽくて恐縮ですけれども、そうやって事実を追い詰めないと、人間弱いですから、正しい説明ができないことがあると思うのです、こういうことが起こってしまったら。そもそもスタートが自分のミステークかもしれません。隠そうということで言ってみればやっているわけで、そこにおいて既におかしなこと始まっています。その後の処理の中で、説明するときに私は同じことが起きると思うのです。ですから、関係者全体に並列して時系列の中で聞いて突き合わせるぐらいのことやっておかないと分からぬのではないか、どうですかという、そういうことをお尋ねしたつもりなのです。

それから、公印のシステム、できない。できなかつたらこんなことがまた起きます。代わりに監視カメラ、それでもいいのですけれども、要は建前を取り繕えばいいのではなくて、起こさないことが先決です。それが機能しなかつたという反省の上でどうするのかをやらなければいけないのではないかと。できることはこれ、それが本当に歯止めになるかどうかです。少なくとも国相手にこういうことをやらかして、後々影響が私は出ないわけがないと思うのだけれども、そのことをどうやって防いでいくのか真面目に考えないと、付き合ってくれる人減っていくと思う。

もう一つ、今の説明の中で会計検査院が調べていること以外の部分は町で調べられると言いましたが、会計検査院の妨害をするのではなくて、何があったかを町として把握する努力をしなければいけないのではないかと。全て会計検査院が調べてしまつてからそれを追認する調査をやるつもりですか。そもそも積極的に、間違つたことをしたのだから、その部分は町がきちんと責任を持って自ら解明する姿勢が必要なのではないですか。それとも、会計検査院が手を出すなと言ってきているならいいです。あなたは口を出すな、手を出すな、触るな、あり得るのです。警察の捜査でそういうことよくあります。ですが、そうなのかどうか。そうではないのだったら、会計検査院に逃げずに自分たちでちゃんと調べるべきではないですか。いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

まず、全体がまだ見えないというところで、分かるようなものをきちんと提示すべきなのではないかと、その上で議論をしなければならないのではないかというご指摘だと思う

のですけれども、それは今回はまず今日こういったことで事実の概要をお伝えしましたけれども、なるべく全体が分かるような、そういった資料を整理して、次回提出できるような形に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、事実の確認をするために関係者全体に聞いて並列で考へるべきだということは、これもおっしゃるとおりですので、あらゆるそこに関係した方々に対して可能な限り聞き取り調査を行って、当事者だけでなく周りにも聞きながら解明していくということをやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、公印の管理の件でございますけれども、もちろん二度とこういうことあってはならないようなことを考へていかなければならぬということは当然私どもも考へてございますので、例えばもう少し厳格化するために時間を決めてしっかりとその部分を管理するだとかいろいろな方法、知恵を出し合って、これからそこの部分はしっかりとその体制を構築していかなければならぬというふうに考えてございます。

それから最後、会計検査の調査ですけれども、この調査自体は会計検査院が主体的にやっているということなのですけれども、町のほうに協力を依頼して、実際事業者様に聞き取りを行っているのが町で行っています。ですので、会計検査院が直接事業者様に聞き取りをしているというような事実はなくて、こういったことを調査してくださいという依頼を受けて、町が主体となって事業者さんにお伝えしていると。その中で調査していく上で職員が絡んでいたのではないかということが分かったということが今回のことだったのです。ですので、そのところは会計検査院に依存して、そういった調査をただ進めるとかということではなくて、町も主体性を持って今後進めていかなければならぬというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（野口周治君） 今の最後の点ですけれども、もしもそうであるならば会計検査院の調査というよりも会計検査院のための町の調査の中でいろんなことをやっているし、そこでいろんなことを把握できなければいけないです。なぜ今ある機械を改ざんするようなことを、形を変えて申請するようなことをしたのかと。そもそも事前発注なんかあり得ないよとか、いろんな要件ありますよね。事前発注駄目というのは役所の仕事で当たり前だと思うのですけれども、そういう中でなぜこんなことを思いついたし、それをやろうと思ったのかは当然聞きますよね、駄目なのだから。通常補助金の申請の窓口になって道と業者さんをつなぐ立場の人ってそこをちゃんとやりますよね。それが働かなかつたこと自体が分からぬし、完成検査、引渡検査、分かりませんけれども、立会いにも行っていないということもあるわけですよね。

（何事か言う者あり）

○6番（野口周治君） 行っている。行っていて何が起きたか分からなかつたという……ごめんね、会話をしたいのではないのです。ごめんなさい。私のイメージでいえば、申請書に基づいてこれは何ですか、これは何ですかと確認していく、当然償却の対象になるし、

町としても見なければいけないから、そこはシールを貼るなりみたく管理をするはずだと思うのです。そういうシステムの中で考えたときに手順どおりやっていたらその時点で既に分かるのではない。項目として違うところにいっているとしたら、これが幾ら、これが幾ら、合わないとか、そういうことが見えないですかというのがよく分からない。普通にお金を使って何かをする、しかも外からお金をもらって、それに細かいことまで書いて出すはずです。そういうものが不一致なのに、そのままするすると通したことが理解できないのだけれども、なぜそういうことが起きているのか、分かっている範囲で教えてください。

○商工労働観光課長（白石秀之君）お答えします。

まず、検査に関してですけれども、やはりそこは現場にその機器が納入されているかどうかというのは当時の商工労働観光課で検査に立ち会っております。実際に機器の導入について、機械が入っていることは確認しております。納品書または補助申請に係る書類の整合性は、そこでもう納品自体を改ざんしておりますので、納品書自体の、なのでそこに不一致があるというところはその場では確認は取れなかった。実際に納入されているのはもっと前の機器でありまして、実際にその機器が入っていないことを事前に確認しに行くというような作業は当時はしておりませんでしたので、やっぱり今後対策としましては納入する前の現場というところもしっかりとその確認して、どういったものをどこに置くのだというところも含めて事前に確認しに行くという、そういう作業も必要になるのかなと思っております。検査の段階ではやはり書類、体裁がもう整っていますので、書類と物を見て、実際に納入されているものですというところの検査については、やはりそこではちょっと気づきようがなかったのかなというふうに思っております。

○6番（野口周治君）またのときに聞きますけれども、ちょっと一言だけ言っておきます。例えば見積りも取らず、見積合わせもせずに、入札もせずにだったと。やっていることをどうやってつないでいたのかが全然見えていないし、そもそもそういうプロセスが必要だから業者さんにそれを要求するはずなのだけれども、そういうこともしていないように見える、そういうことが何一つ見えてこないです。そういうことがよく分からないので、ちゃんと調べたものを出してほしいと言ったのはそういう意味です。

○7番（斎藤優香君）私先ほど質問したときに、会計検査はまだ終わっていないから調査の結果とかは言えないって返答もらったと思うのですけれども、さっきの話だと会計検査院が調査をしているわけではないっておっしゃったので、その会計検査は一体何でいつに結果が出るというのは何の結果が出るのかというのをもう一回だけ教えてください。

○商工労働観光課長（白石秀之君）会計検査につきましては、我々が行っている調査についてはやはり会計検査院からの依頼で調査、現地聞き取り、事業者の聞き取りなんかも行っております。それを町でまとめたものを会計検査院のほうに報告させていただいて、さらに疑義が生じた場合についてまた再度会計検査院から調査の依頼といいますかが来て、我々のほうで調査しているところでございます。この結果については、やはり今後、

補助金の不正受給ですので、先ほども申しましたとおり補助金の返還というところが発生すると考えております。実際のところ、補助金の返還は間違いないのですけれども、その返還命令ですか、そういった部分というのはまだ出てきていない中で、どういった事業スキームで返還するのか、そういったところについてはまだちょっとお答えできないというような趣旨でございます。

○議長（木村俊広君） 調査が進み次第また説明の時間を取っていただけるという、そういう内容でしたので、今日はこの辺にとどめたいと思いますけれども……

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 1点だけですよ。

○2番（河野文彦君） 総務課長に聞きたいのですけれども、先ほど同僚議員の質問の中でこの職員に対する聞き取り内容は、顧問弁護士と相談の上、皆さんに報告すると言ったのだ。何でそこで顧問弁護士にこれ教えてもいいですか、教えては駄目ですかって、その考えが僕は隠蔽体質だと思うのだけれども、どういう意図でそういう発言されたのかお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 私そういった意味で言ったつもりはなくて、もしそう受け取られるのであれば申し訳ないのですけれども、職員から聞き取った内容が例えば公印の不正使用とか、要は偽造の公文書の作成、行使とかがどういったふうになるのかということを顧問弁護士のコメントも含めてお知らせしたいという内容であって、その顧問弁護士に議会に出すのにこれ出していいでしょうかどうかということをチェックしてもらうのではなくて、町が調査した結果を法的に見てどうなのかという顧問弁護士の見解も付してお出ししたいというつもりでちょっと申し上げた次第であります。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。そういうことで、次回また時間を設けていただきたいと思います。

以上で株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」の不正受給についてを終わります。

説明交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、森町国民健康保険病院関係の議題に入ります。施設基準等に係る診療報酬の返還についてを議題とします。

千葉国保病院事務長、説明願います。

○国保病院事務長（千葉正一君） 改めまして私のほうからご説明いたします。

初めに、今までご説明しておりますが、経緯から説明させていただきます。厚生労働省北海道厚生局における施設基準等に係る適時調査が令和6年12月19日に実施され、3項目の加算請求について人員基準が満たないということにより地域包括ケア病床等が取消しとなり、診療報酬の返還が発生することになっております。返還額を算出し、3月6日付で北海道厚生局に提出しております。4月16日に北海道厚生局より返還額の内容について再確認の要請がありました。再確認後6月6日付で提出し、6月17日に北海道厚生局から医療機関及び各保険者宛てへの通知書を6月25日に発送予定と連絡があり、7月7日以降各保険者より請求書が届いております。

3ページをお開きください。内訳としましては、市町村国保分、7保険者で2,331万3,422円、国保組合分、3保険者で24万8,831円、後期高齢者医療分として10市区町で2億5,822万8,953円、協会けんぽ、2保険者で466万9,872円、共済組合、3保険者で38万6,325円、健保組合、6保険者で83万7,037円、生活保護等公費負担分北海道等で、4道市町で4,177万7,458円、合計といたしまして3億2,946万1,897円となっております。また、自己負担の返還額につきましても945万9,899円となっております。

1ページにお戻りください。予算につきましては、森町議会9月会議において補正予算計上を予定しております。予算科目につきましては、収益的収入及び支出の支出、款1病院事業費用、項4特別損失、目1その他特別損失、節1その他特別損失とし、補正予算額につきましては3億3,892万2,000円を予定しております。

財源につきましては、一時借入金を活用し、起債発行確定後財源充当し、病院事業会計での対応を予定しております。

病院事業債については、今年度新たに創設されました病院事業債、経営改善推進事業の起債発行3億5,000万円に向け申請中であります。健康診断と訪問診療の強化などを図り、自主返還するよう経営改善に取り組んでまいります。

なお、償還期間は15年以内となっておりますが、詳細については確定しておりず、現在も問合せ中であります。

2ページをお開きください。返還方法などについてであります。14保険者、北海道後期高齢者医療においては支払い期限の遅延の承諾、加算金等の請求がないことを確認済みであります。また、北海道及び函館市の生活保護担当者からは、通知書及び請求準備確定後要相談予定とする旨の確認済みであります。

自己負担額返還対象者565名への対応といたしましては、自己負担額返還対象者へは住所など連絡先を確認後、返還が生じることになった経緯及び今後の返還方法を含めた文書を郵送した後、戸別訪問により返還業務を基本とし、返還してまいりたいと考えております。現段階における国保病院で把握している返還対象者の状況は、生存者160名、死亡者98名、調査が必要な方307名となっております。現在通院されている返還対象者もありますので、受診時においての説明も含め対応してまいります。死亡者等については、相続人調査を実施し、隨時返還してまいります。調査が必要な方については、役場と連携し、対応してお

ります。今後とも返還に伴う確認事項などが生じた際には、顧問弁護士へ隨時相談をしながら取り進めてまいります。

最後に、地域包括ケア病床の再申請についてであります、5、6、7月の看護必要度の実績値の3か月平均が基準を満たしていることを確認し、8月に再申請を行う予定となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○8番（千葉圭一君） 教えてもらいたいのが3ページの診療報酬返還金詳細の市町村国保、森町と後期高齢者、森町、これ約2億7,000万ぐらいがこれを森町の国保と保険、後期高齢者の保険にこれを戻すということですか。戻したら町がこのお金がそこに、そのそれぞれの部署にお金が入るということでいいのかどうか。この返還額って町に戻るのかどうなのかというのがちょっと知りたくて1つ質問させていただきます。

もう一つは、これだけの返還、個人も含めて、こういう団体に関してはそうでもないのでしょうけれども、五百何十名もいる個人に関して、役場と連携してとは書いてありますけれども、これ役場も含めて誰が担当して、いつまでにこれを返還を考えているのか、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○国保病院事務長（千葉正一君） 市町村国保、後期高齢者医療につきましては、基本的には北海道同一単位となりますので、そちらのほうの返還になると思われます。

あと……

（何事か言う者あり）

○国保病院事務長（千葉正一君） 各町村に分けて返還するのではなく、後期高齢でいえば北海道後期高齢医療、都道府県単位になっていますので、そちらのほうに一括で返金となる予定でございます。

あと、自己負担の返還のほうにつきましては、議員おっしゃるとおり、かなりの人数がおります。基本的には、まずはうちの国保病院の職員での対応と考えております。あと、役場との協力につきましては調査、要は文書とか送るのがまず分からない対象者につきましては住所の確認等の協力をお願いしております。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○国保病院事務長（千葉正一君） 支払い期限につきましては、基本的には年度内で何とか処理したいと今現在は考えております。

○3番（高橋邦雄君） 今回新たに新設された病院事業債、これ起債発行して財源充当する予定になっているのですけれども、国保病院というのは、要は回復期を担っている医療機関です、予防医療や回復期など。そこで、今後高齢化で回復期患者がかなり増えるのではないかということで全国の統計も出ているのですけれども、その返還に対して健診と訪問診療の強化を図る、自主返還するようになっているのですけれども、ここに伴って強

化を図るのであれば職員の配置的なもの、人數的なものはどうなのか。今はいろいろ取組も出て、包括ケア病床の申請、8月に一応再度申請して、また運用するというようなお話なのですが、この部分で現職員、現在は十分に足りているようなものだと思うのですけれども、これを強化するに当たって必要性が出てくるのではないかと。逆に健診を力入れるのなら、健康センターの併設するような対策とか、そういうものってあるのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、人的な部分でございます。ここにつきましては、今議員おっしゃるとおり、回復期の増加というものは今後やはり地域に求められる課題だと思っています。それで、今現時点では我々の考えている健診だとか訪問に関しましては、やはり分業というか、いろいろ中の組織自体の人のやりくりということは考えていかないといけませんけれども、今の現時点では何とか足りているのではないか、やりくりできる範囲の中で要するにやっていこうということで考えてございます。ただし、継続して人員に関しては募集かけてございますので、そこら辺のところはナースは足りているわけではありませんので、ナースもそうですし、あと介護職員もそうですし、そこについては引き続き募集を継続していきながらやりくりをしていきたいというふうに考えてございます。

それで、実際問題としまして、往診と健康診断ということで、ここできていない部分がございます。やはりそこの部分に着手するということと、あと一部ちょっと我々のほうで考えているのが今全体として稼働率をやはり上げていかなければいけないということを考えてございます。どうしても今のところ在院日数が24日という制限があります。地域包括ケア病床というのは60日なのです。どうしてもその実績をつくるために稼働率自体を下げて看護必要度の要件を満たしたりとか、あと一般病床としてやりくりをしていきながら、どちらとも立てるということをやっているので、非常に今稼働率が落ちているという状況が発生してございます。そこを要するに整地に戻して、一般病床と地域包括ケア病床を分けることができますので、おののがきちっとした稼働状況ができるようになってきますので、そこで我々考えているのが今稼働率が最低限、ボトムでございますけれども、そこを整地に戻したら稼働率を上げていくということで考えてございます。それで、大体1人当たり結構地域包括取れると月額600万から800万ぐらいの增收という形になってきます。それとともに単価自体もかなり、今のところ1日当たり2万5,000円ぐらいで推移しているのですけれども、そこは3万5,000円ぐらいに上がってくるという形になってきます。それプラス稼働率を、今20後半ぐらいでございますけれども、やはり何とか35ぐらいまでに推移できるような形で私のほうでフォローしながら、先生共々、職員一同、稼働率アップということで增收を図って、少なくとも我々今病院事業債ということで借りることになっていますけれども、その部分について一般財源から持ち出しが出てこないような形で、目前でその部分のやりくりをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 今説明聞いて、包括を稼働させたら全体的なバランスの稼働率が上がると。これは当然です。今まで包括が稼働率がよくて病院収入もありましたから。そこに向けていく取組は確かに必要なのですけれども、やっぱり健診と訪問診療をここも強化するとなると、包括に力をとらわれがちな部分が出てくると思うのです。これ両輪いくためにはかなり対策をきちっと練っていかないと、これ15年で償還する予定なのですよね、予定は予定で。病院稼働率をもっと拍車つけて進めるような取組をしていかないと、町にとって基幹病院ですから、町長にちょっとお聞きしたいのですけれども、この国保病院を今後運営していくのか、経営していくのか、この2本しかないと思うのです。今は全国的に病院経営ってすごく、もう統合してみたり、合併してみたりというのが全国的にあるので、自治体でこの病院を維持していくためには当初の状況で運営を1本と考えていくのか、では経営を考えていくのか、そこの町長のお考えがあればお聞きしたい。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町長は病院設置者でございますので、経営というか、運営に関してもやはりこの病院のお医者さん、そしてまた事務局、様々なこの分野の担当の方と直接ではないにしろ経営的な要素を取り入れて運営してかなければならぬと思っています。その中で、現体制の中で今回こういう問題となっている状況ではありますけれども、しっかりと収益体制を軸としたそういう体制、不採算病院というところに甘えることなく、集客という言い方はちょっと適さないかもしれないのですけれども、しっかりとこの病院にかかっていたいただいた患者様にとってまた診療、俗に言うリピーターというところですけれども、そういう方々をちゃんと地域に増やしつつ、介護施設等との連携も深めながら収益体质というものを深めて体制として構築していきたいと思っています。

以上です。

○5番（山田 誠君） ちょっと二、三お聞きしたいと思います。

一応起債を3億5,000万経営改善推進事業で借りるということなのだけれども、15年間、これ利息幾らになっているの、利率は。

それと、そのお金を毎年計算すると2,330万くらい返さねばならない。利息の部分が入っていませんから、そうすると大体2,500万ぐらいにはなると思う。であれば、それを健康診断と訪問診療で貰えるということで、実際に貰えるの。ちょっとそれが不安というか、クエスチョンだと思うのです。自主返還は俺不可能だと思う。

それから、この3億5,000万の起債借りた場合に、今計算しているかどうか分からないけれども、15年間で利息を幾ら幾ら払うということになると、わざわざ起債発行する必要ないと思うのだ。どっちみち町が払うのだから町のほうで、今の財調があって、ふるさと納税の基金も全部あるわけだから、それを借用して払ったほうが利息払う必要ないわけだ。そういうことの無駄な経費を払う必要はないと思うのだ。どっちみち町が補填しなければならないでしょう。その自主財源で全部3億5,000万払えるの。払えないでしょう。その辺きちっと将来の見通しを立てて経営改善していかないと、ちょっと無理だと思うのです。

だから、赤字転落になる、今の日本の病院会計でも6割以上が赤字経営の状態だから、それを森国保だけが黒字になるということはちょっと考えられない。その辺も含めてきちっとした病院経営をやっぱり考えていかないと、ルール分の補填だけでは間に合わないわけだから、その辺も含めてきちっとした対応をすべきだと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、利息の関係であります。大変申し訳ございません。手元に資料ちょっと持っていないものですから、正確な利率等につきましては資料なためお答えできませんので、ご了承願います。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

これは議員ちょっとおっしゃっている部分と違うのですけれども、要は議員は黒字という形でおっしゃっていますけれども、今計算すると大体一月200万強の金額になってくると思うのです。それで、先ほど健康診断という話をしましたけれども、これはプラスアルファの新たな部分でございまして、例えば今実際問題入院の稼働の部分を先ほど僕お話ししましたけれども、地域包括ケア病床が1日当たり1人3万5,000円という形になります。それで、今5床をキープしようって、今これは背伸びした部分ではございません。実際問題として今の人員の常勤医の中でできる範囲内ということで考えた場合に、これで一月525万、年間で6,300万ということで考えてございます。それプラス今常勤医のほうの増員ということにも一生懸命図ろうとしてございます。そこで入院の等々、外来も落ちている部分については、今の現時点でのドクターの高齢化という部分がございますので、そこをうまくバトンタッチできるような形で今一生懸命動いているところでございます。先ほど言ったように稼働率、当然ご心配なさっている部分でございますけれども、先ほど言った健康診断と往診というのはこれから新たにやっていかなければいけない部分でございます。あと、稼働率ということで、今稼働率だけでも5人上げていくことによって年間6,300万ぐらい上がっていくという形の部分になってまいりますので、そこはドクター任せではなくて、私のほうもきっちりそこのマネジメントに入りまして、その部分フォローしてまいりたいと考えてございますので、全体として今までとまた違ったような形でベクトルを向きながら、增收という形で病院としては向かってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○5番（山田 誠君） そういうことであれば、わざわざ病院事業債を起こす必要ないのでない。今言うように年間6,300万も入るのだったら、町から一時借りて払えばいいのでしょうか。5年や6年たてばもう満度になるのだ。それをわざわざ3億5,000万円起債を病院債を設けて利息を払って、多分今銀行に積んだといったって0.何%だ。借りるとなれば結構なパーセントで利息取られると思う。それよりもある金を借用していただけで、今統括言うように年間3,500万も入るのだったら何もわざわざ起債を起こす必要ないのでない。俺そう思うのだけれども。副町長、どうですか、その辺。ある部分出して有効に活用したほうがいいと思うのです。わざわざ借りて利息払って、それでなくても大変だと私は思うの

だけれども、今話聞けば年間6,500万も入るというのだ。そういうことであれば、やっぱりきちっと考えたほうがいいのではないかなど私は思うのだけれども、いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君）　まず、この問題については病院のことですので、病院の中でしっかりと経営改善した中でお返ししていくというまず基本方針にのっとってやっていかなければならぬのかなというふうに私は考えております。起債を発行して償還していくわけですけれども、最終的に起債が借りれないと、まだ申請中なので、同意が得られるかどうか分からぬのですけれども、そういう場合には町から当然その応分の貸付金という形になるかと思うのですけれども、そういう形で貸付けをして償還していくという方法も考えられるのかなというふうに思いますけれども、現実問題として今町の財政のことを考えますと、一気にこの3億5,000万円の財源を病院に貸付けするというような財力といいますか、基金の状況では現時点ではないというのも1つにございます。ですので、まずは病院会計のほうでしっかりと起債を借入れして、利息はかかりますけれども、その分を含めて償還していただくと。町から貸した場合にも利息相応分というものは、預金に積んでいた部分の利息ということは今までもいただくというルールでやってきておりますので、そういうことからもまずは病院のほうでこの起債を借り入れて償還していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○5番（山田　誠君）　病院の経営改善的なものというのは、病院の中でそれをやるのは当たり前なのだけれども、私が言っているのはわざわざ病院事業債を発行して、3億5,000万発行して、利率が何%になるか分からぬけれども、その部分の利息を払う必要はないと思うのだ。ふるさと納税だけの財調の部分何ぼあるの、今。20億もあるでしょう。その部分を使わない方法はないと思うのだ。何も使わないのでしょうか。簡単に言えば公営住宅の修繕だとか、そういうものにいつも回して、それよりも病院の経営のほうに回したほうが有効的に活用ができるでしょう。そういうことを町のほうとしても、その財調の運営方法についてもやっぱりそうすべきだと思うのです。わざわざ借りて利息を払うのだったら、何も町のほうは要らないでしょう。利息を払わせる、積んだといったって何ぼもつかないのだ、今。借りれば高い、積んだって安い、今そういう時代だから、その部分を病院に負担かけないで、病院事業債を発行させないで町の金を出してやればいいのないの。互いに有効利用可能なわけでしょう。それで、今統括言うように包括ケアやると3,500万も入ってくるわけだから、5年か6年たてばキャラになるわけだ。そういうことを考えないのか。いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君）　先ほどもちょっとお話ししましたけれども、町から一時的に貸付け、一時的といいますか、貸付金を出すといった場合にも利息というものは当然かかってきます。それが借入れするときの利息よりも確かに安いのかも分からぬのですけれども、一方で町のほうも今基金の状況を考えるとふるさと納税で20億ちょっと、そして財調で十何億というふうに基金自体はあるのですけれども、現在の運用の状況を見ると非常に

今年あたりは工事等も多くて、そういった支払いに回ってしまっているというようなこともあります、回ってしまっているという言い方ちょっと語弊ありますけれども、そういったことに支払いが結構増えているという報告も受けております。一般会計の歳計現金自体も実際にその財調だとかふるさと納税のほうからの繰入れを先に行って、さらに歳計現金が足りなくなってきたときにはそれを繰り替えて運用しなければならないような今状況でございますので、そのようなことも含めてその辺は総務財政サイドとも十分検討しながら進めていかなければならない事項でありますので、決して病院のことだから病院で解決して、町は知らないよという姿勢ではございませんので、だけれどもまずは病院の会計のほうでしっかりと起債を借り入れして、そして病院のほうで様々な改善策を講じた上でそれを償還していくという、このサイクルといいますか、そういったものをやっぱり見える化していくことが最善なのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（山田 誠君） そういう考え方もあるかも分からぬですけれども、私が言っているのはわざわざその起債を発行して、それまでやる必要があるのかと。普通であればルール分だけ発行すればいいのだけれども、そのほかに今の赤字の部分、その分の部分で出してやればいいのでないの、返還の部分を。何も貸し付ける必要ないのでないの。いずれにしても、町一般会計と病院会計は別々だよって、それは当たり前の話だ。だけれども、同じ町の経営、運営、さつきある議員が言っていたけれども、継続してやるのかやらないのかと同じで、こんなことやつたらいつか病院倒産です、もう。黒字になるわけないでしょう、どう考えたって。そういうこともやっぱりきっちとした運営で、計算上はそういうふうなもの考えられますけれども、現実的には森の国保病院が黒字になった例ありますか。ないでしょう。そういうことをちゃんと頭に入れて、人口も減っていく、何も減っていくのに収入が上がるわけないでしょう。そういうことも考えたら、やっぱり経済するところは経済して、出すものは出してやったほうが私は運営上はいいのではないかと思うのです。再度いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

私さつきから申し上げているのは、これは病院のことだから一般会計、町は関係ないよということを言っているのではないです。この問題は病院で起こった問題で、今病院のほうでしっかりと経営の改善の計画を立てた上で、その計画に基づいた償還をしていく、そのため起債を借りるという、こういうサイクルで今進めていますので、そのところはしっかりと病院の中で解決していく、一般会計からそういった貸付け、援助、最終的にはもしかしたらそういうことになるかも分からぬですけれども、最初からそういうような町に頼るのでなくて、病院のほうでしっかりとそういったことを講じながら、病院の経営を改善していくという姿勢を町民の皆様にお示ししていくことが大事なのでないかなというふうに考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 統括監、どういうふうにお考えですか、今の副町長のお話。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

私も副町長と町長も含めて随分打合せをさせていただきましたけれども、何とか町民に對してもやはり我々もできれば自主的にお金を借りるのであれば借りて、そこをきちっと返すという努力を皆さんに示したいということで考えてございます。そうしないと、やっぱり職員も甘えが発生したりですとか、あと結局そこのマイナスの部分を要はオンされただけではないかとか、そういうようなことにならないようにするためにもきちっとその部分についてはうちのスタッフに示していくためにも、できましたら私のほうとしても借りれる病院事業債という今回初めての部分がございますので、そこにチャレンジして自主的にきちっと売上げを上げていきながら、そして自主的に返していければその部分は一番いいだろうということで考えてございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 資料の1ページで何点かお伺いしたいのですけれども、予算についてというところで、補正をかけるわけですよね、病院会計で。特別損失にしているのですけれども、まずこの科目の選び方、特別損失の意味分かっているかな。特別損失って本来の事業以外のイレギュラーな経費があったときに、出費があったときに使うのだ。でも、今回のケースってそもそもその収入が減なのだ。収入の修正なのだ。イレギュラーな本業以外の支出が出たではないのだ。だから、まず特別損失を使うことが間違いだと僕は思うのと、プラスこれ9月会議で現行期の補正をかけるということだよね、3億幾ら。現行期という言葉の意味分かりますか、今動いているこの期。これって過去5年間でしたっけ。5年間積もりに積もった収入減を何で今この令和7年度の現行期1年の損失にどかんと入れなければならないのか。だから、別な機会で僕しゃべったことあると思うけれども、過去5年間の決算期にわたって修正するのが本来です。だって、一番古いものだと令和何年になるの。2年とかになるの。何で令和2年の収入減を令和7年の損失に入れなければならない。そういうことしているから本当の数字って見えなくなるのです。したら、この令和7年度大変な決算になるでしょう、これやったら。ましてや借入れして充当しって言っているけれども、借入れは固定負債であって収入ではないから。それぐらい分かりますよね。したら、どういう決算内容になるか分かるでしょう。売上げマイナスになってしまいます、今の町立病院の実績から見れば。マイナスまではいかないかもしれないけれども。その辺きちんとその年度、年度の収入減をその年度、年度に併せて修正するのが本来ではないですかって前にはお話ししたと思うのですけれども、そのお話は一切聞いてもらはず、現行年度の単年度に一気にどんどんやるというような形で出てきたので、私今何でこういうやり方をするのか聞きたいと思ったのと、その前に別な機会で聞いたときに消費税の話も聞きましたよね、消費税。消費税の申告もしているでしょう、町立病院で。したら、売上げは下がる、仕入れ控除は変わらない、そしたら消費税還付になるかもしれないのだ、修正かけねば。ましてや職員の方で修正申告自分たちでできますというスキルのある方が

いるのだから、それだったらせひやったほうがいいのではないって僕は思っていたのです。なのに、今のこのスタイルだとそれもせず、なぜこういう処理の仕方を選んだのかがちょっと分からないので、今僕問うたところ含めて説明していただけたらと思うのと、起債するということで、病院事業債というものなのです。僕もこの起債の趣旨とかは詳しく分からないので、ちょっと確認しておきたいのですけれども、経営改善推進事業って括弧書きされているのです。僕のイメージだと、この起債をして何か設備投資をすることによって経営が改善されるというような資金使途に対しての起債なのかなというふうに見たのです。単純な赤字の補填に問題ないのかなと、さっきの補助金の不正云々の話ではないけれども。その辺この病院事業債の起債理由として、この返還金の使途は問題ないのかというところ。

あと、もう一点が今病院会計で1億数千万ほどのキャッシュ持っています。でも、それは手つかずのまんま置いておいて、あえて3億3,800万の返還なのにそれ以上の3億5,000万を借りるその理由。普通の感覚だったら、さっきの同僚議員の話ではないけれども、少しでも支払い利息減らすために自己資金使って、1億、2億違っても多分年間、利率分からないけれども、100万前後ぐらいなのかなと思うのです、支払い利息。ただ、支払わなくともやりくりできる支払い利息だったら払わないにこしたことないですか。何でそういう資金トレースするのか僕はこれ見ていて分からぬ。その辺もちょっと分かるように説明してもらえますか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分
再開 午後 2時39分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、すみません、科目、うち特別損失で今回考えておりました。今河野議員のほうのご指摘がありましたので、再度確認させてもらいたいと思います。

あと、病院事業債の関係であります。内容につきましては、例えば経営改善の取組例として病床の縮小とか病院の統合とかある程度の参考メニューが示されておりますが、基本的に今回の返済についての貸付けの部分については要綱の範囲内でということもあります申請しております。

あと、消費税の関係であります。消費税の過去5年に遡ってという部分なのですけれども、うちについては法人とかではなくて消費税のみの納付なので、過去に遡ってというのはちょっと今現在では考えておりませんでしたが、これのほうにつきましても、大変申し訳ございませんが、再度確認させていただきます。

以上です。

(何事か言う者あり)

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、過去5年の今回1回で予算計上ですが、先ほどもちょっと予算科目のときの考え方としては過去の部分という、過去の診療費の返還に携わるものだということもありまして特別損失という考えでおりましたが、ご指摘のこと再度確認させていただきます。

あと、1億5,000万今現金ありますけれども、これにつきましても今後診療報酬等、例えは職員の給料等、収益及び支出の部分とかあります。そのうち、多分この1億5,000万につきましても、経営も厳しいということで、診療報酬とかもそんな大きく伸びないということも考えられますので、その辺を収支を勘案しまして病院事業債を借りたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分
再開 午後 2時42分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） すみません、過去5年度を一括計上する点につきましてはご確認し、後でお答えさせていただきます。

あと、起債の借入予定額3億5,000万、これの3億5,000万につきましては申請当初この診療報酬の返還分及び自己負担分を概算の数字でしか捉えておりませんので、おおむね3億5,000万程度であれば足りるのだろうということで、申請額は3億5,000万としております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今この時点ではなくて、もっと前の時点だったら概算というのは分かるのですけれども、今3億3,800万という数字が出てきたわけでしょう。なのに、何でここでまたここを概算でいくの。だから、何で余分にお金借りなければならないのという思いになるわけ。それに伴って、またさっきの話ではないけれども、金利もついてくるわけでしょう。自分のお金だったらこういうことしないでしょう、絶対。100万の車借りるのに150万借りて、50万はたんすに置いておきますなんてばかなことする。しないでしょう、自分たちだったら。なぜそういう見直しをどんどん、どんどんかけていかないの。実際借りるときは減らすのかもしれないけれども、少なくともこの資料ではそうなってしまっている。だから、そういうところを見ているとすごく心配になる、さっきのまた金利の話に戻ってしまうけれども。少しでも負担減らそう、減らそうって普通だったら思うのだ。個人でも企業でも、行政だってもちろんそう思わなければ駄目です。そうなったときに、そういう思いってあるのかなって心配になってしまふのです、これ見ていると。なので、そ

の辺まだ申請中だとか、まだ経過の報告でしようから、少しでも町の負担、町民の負担が減るような形で進めてほしいなと思うのですけれども、改めて。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

議員おっしゃる部分はもっともなことだと思ってございます。我々も今その部分についても減額等々もできるものかどうかというのも担当も含め、少しでもその持ち出しというか、借りる金額を抑えていくという姿勢を貫いていきたいと思っていますので、議員おっしゃる部分については見直しかけさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時45分

○議長（木村俊広君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○6番（野口周治君） 今の質疑で、考え方として精神基調の話になってみたり、こうだったという答えになっていて、要は聞かれたことに真っすぐ答えたなら今まで手続をしてきたことを見直さなければいけない可能性があるのだと思うのです、あらかじめ予備折衝していたりする。それを避けようとしているのではないという感じが皆さんしているのだと。今からでも例えば5年間の決算修正というやり方もあり得るかどうかを説明できる形で決めます、その判断をするときにはどちらにするか改めて説明しますという答弁なのかどうか、これがどっちなのか分からぬのです。確認しますと言うのだけれども、確認した結果、できるのであつたら可能か不可能か、可能だとしたらどちらを選ぶのかということが論理的な説明が必要。前どおりこちらを選ぶことにするのはこういう理由、いえいえこっちに切り替えます、それはこういう理由ですという説明が必要。そういう意思決定の中身が分かるようにしてくれないと、言われたから確認しました、これでやりますみたいなのでは意味ない。分かりますか。質問に対する答え方が自分の立っているところに立ち過ぎ。何を聞かれていて、それに真っすぐ答えるためにどうしたらしいのか、そこに真っすぐ答えて、答えが出たらやることを修正しなければいけない。大変かもしれないけれども、そうしてでもやるのですよというところに立っているかどうかなのです。少なくとも後からやれることは確認したけれども、やりませんでしたはないです。どちらもあります、こういう理由でこちらを選びましたという説明にならなければいけないはずです。そうなつていよいよ思うのです、今の答弁聞いていて。

それで、その代表例ですけれども、町と病院と一緒に合体でお金を見たとしましょう。そうすると、起債と町からの貸付けの大きな違いは、外部に金利を払うかどうかです。町との間であれば、町にお金があるのであればその中で町とのやり取りでその金利分、病院としては同等の金利分発生するけれども、でもそのお金は町に入るから、一緒に見たら外

には行っていません。つまりお金残るはずです。ということが起きるのだと思うのです。だとすると次には、そうではあるが、さっき答弁の中にちょっと出てきて、そのトーンが弱くてはっきり見えないのだけれども、町はこれだけの資金需要があるから実はそれは余っている、動かせるお金と見えるけれども、そうではないのだとはっきり説明をして、だからこれは手をつけられないのだという説明をする、だから借りるしかないのですという、これは病院ではなくて町が明確に答えるべきことではないですか。そういう今の質問に対する答えが何かさばいているのだけれども、こちらが尋ねているのは真面目にそもそもどう考えるのが正しいの、どちらがいいの、こういう道もあるのではないと尋ねているのだから、ちゃんと両方をテーブルの上にのせて、両方あるのかないのか、両方あるとしたななぜこっちを選ぶのか、それでいいかどうか、どうですかというふうに改めて尋ねますとはっきり言うべきだと思う。そうでないと、話はしました、こうだったからやってしまったってなるのではないかと。そういうことになっていませんか、議論の仕方。それを踏まえてもう一度考え方をおっしゃっていただきたいです。分かりますか、私の言っていること。金利の話なんかもう何人からも同じことを言われているのに、真っすぐそこ答え切れていないのです。ちょっと答弁出てきたけれども、そこははっきりとは言われていない、これは町ですけれども。過去に遡った決算修正を取るのか、今回一気に損に落とすのか、どうしてこちらを選ぶのかということも、それを改めて説明をして、ちゃんと了承を得ますという答弁になっていないと思うのです。言葉遣いの問題だけかもしれませんけれども。

○議長（木村俊広君） 3時まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分
再開 午後 2時58分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

5年間遡りが可能かどうか含めまして確認して、今後確認させていただきたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 金利の件についてもう一度、町が要は資金がこれ手元資金として必要だから手をつけられないのであれば、町としてははっきりそう言ってくれたらいいのだと思うのです。これは今の判断として言えばいいことなのだけれども。

○副町長（長瀬賢一君） 貸付金の件ですけれども、現段階で概算で見た場合で答弁させてもらいましたけれども、その段階ではちょっと厳しいのではないかという総務財政サイドの見解ですので、そのところはもう一度きちんと数字で精査した上で、本当にできるのかどうかというところは再度精査して、そこら辺のところは検討してまいりたいという

ふうに思っております。

あと、5年間遡って、先ほど答弁しましたけれども、修正できるのかどうか、あともう一つのパターンとして一括で歳出で出すパターンと2通りあると思うのですけれども、そちらのほうも一度決算が終わっているものを遡って収入を修正できるのかどうかというところも含めて、それはまだ補正予算の計上まで時間がありますので、そのときまでしっかり確認した上で対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 何点かなのですけれども、9月の補正が終わってからということになるのかなと思うのですが、いつからこれは返還、年度内には返還するとなっていますけれども、いつからこの作業にかかるのか。そして、調査が必要な方が307人いらっしゃるということで、この調査は一体どのような調査をしていくのか。そして、それに係る費用とかというのももう計算されているのかというところを知りたいのと、あと病院の経営で訪問診療とかを行っていくということになっていますけれども、今まで町立病院は訪問診療を行ってきたのか。そして、実績があってそれを広げていこうとしているのか。もう民間でほとんど訪問診療入っているところが森町多いと思うので、そこの中で医師の確保も必要になってくるだろうし、そういうことも踏まえてそこに参入して採算が取れるのかというところをお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、調査ですが、一応調査が必要な方307名おります。そのうち、今段階、今現在で100名ほど、住基担当のほうに住所があるかないかを含めて調査をして100名分につきましては回答が来ております。随時307名、ちょっと人数が多数なものですから、何回かに分けて調査依頼かけていきたいと思います。

なお、費用につきましてですが、一応文書等をお送りしますので、なるべくある程度既存の予算で対応していく、現在ではそのような形で考えております。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） そうしましたら、訪問については私のほうからご回答させていただきます。

訪問につきましては、現在これから地域包括ケア病床がまた再開します。その部分の退院をして在宅に戻った方々をフォローしていくという形になります。ですから、まるつきり新規のところを歩いていくということではなくて、今までそこのフォローというのが思うようにできていなかったのです。ですから、そこの地域包括ケア病床を退院して在宅に戻った方々を我々で、自分のところの患者さんでございますから、そこのフォローを訪問診療していくという形になっていきます。

以上です。

○7番（斎藤優香君） いつから返還をしていくのかというのをもう一回お願いしたいのと、今まで包括ケアを5年間ぐらいやっていて訪問診療ができていなかったのに、今から同じ体制でとってもできるとは思えないのですけれども、そのできると考える理由をもう

一回お願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君）　返還についてであります。基本的には、先ほどご説明したとおり、9月議会で補正予算を予定しております。補正予算計上後うちの資金等の流れとかを見まして、例えば、例ではありますが、小さな保険者とかを徐々に返還するようなことも可能かと思いますが、いずれにいたしましてもうちの現金っていいますか、その辺の動きといいますか、対応できるかどうかの時期も確認しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○国保病院経営企画統括監（柏渕　茂君）　お答えいたします。

訪問の部分でございますけれども、今までは全くやっていなかったわけではないです。ごく少数なのですけれども、医師のほうでフォローしながらやっていたのです。ですから、そこをちょっと拡大していくというイメージで考えていただければと思います。

それと、やはり先ほど言ったようにこれだけの話ではなくて、常勤医の確保ということも考えてございますので、そこを状況を見ながら少しでもウエートを在宅に向けてできるような形でスライドさせていくような計画を考えているということで考えてもらえればと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君）　1点ちょっとと思うところがあるというか、今回健康診断と訪問診療の強化などを図り、自主返還するよう経営改善に取り組んでまいりますという書き方しているのだけれども、さっきから何人か出ているのですが、本当に可能なのかということなのです。というのは、なぜ疑問に思うかというと、今までこの問題が起きてからいろんな何回も説明している文書を見ると、何でそういう解釈ができるのか不思議に思っていたのは、全て現場サイド側に問題があったからだという言い方を全部しているわけです。だけれども、文書的なデータを見るとそういうことではなくて、医事係をはじめとして事務局体制の問題だったのでしようと私は理解している。だけれども、今回こういうことを進めようと、訪問診療など強化を図るとかって言っているけれども、それというのは医療従事者、要するに職員、現場サイドの協力が得られないとできない話なのです。今までの説明聞いていると、現場サイドに問題があったというふうにしか言っていないのに、そういう中で協力が得られるの、本当にという疑問がすごくある、今までのずっと流れを見ていて。だから、こういう書き方をしているというのは、何人か言っているけれども、できるの、できないでしょうって。人口減っていくのです。その中でどうやって返還していくのという、めどを立てるのかというのがそれも含めて分からぬ。分からぬというのが私の疑問としているところなのです。その辺どういうふうに考えているのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕　茂君）　お答えいたします。

まず、ここは新規でやっていくところというところで、今までは健診についてはできない部分についてやっていく、それとプラス訪問診療、往診についてもそこもできてい

ないので、やっていきます。ただ、先ほど言ったように地域包括ケア病床を戻します。ここで一月600万から800万増収になってございます。それプラス、先ほど僕説明しましたけれども、5床、今のところ20後半ぐらいで推移していますけれども、5床を増床、稼働率を上げるというシミュレーションを組んだ場合に、これで大体一月500万強のプラスになっていく。そういうことも含めてやっていきながら、そこの今のリカバリーをしていくということで考えてございます。

それと、先ほど事務方の問題と現場の問題ということを松田議員おっしゃっていましたけれども、これは決して事務方だけの問題ではなくて現場の問題もございます。それが混在していることは事実でございます。ただ、管理体制も含めて今後そこの部分については考え方を変えていきながら、今までできていなかったことを委員会等も見直しかけていて、チェック体制を変えていきながらそこは変えていくという話でございますので、またそこと増収の部分は別にちょっとと考えていただければなというふうに考えています。

それと、今それででは全員で皆さんの事務方の医事の問題だけなのに現場のサイドの協力が得られるのかという話でございますけれども、当然これは病院全体の課題ということで、私全員に対してそれは主任以上については全員集めた上でお話をしていく中で、こういうことで増収を図っていって、こういうことでお金を借りて、こういうふうな形で返していこうと考えると、皆さんで協力していただきたいということで話を進めていって、今後もそこの損益についてはフォローしていくということでお話ししているつもりでございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 精神論なのかもしれないけれども、言葉の上では幾らでも書けるわけです。だけれども、実際それを実行するのというのはまた別なのです。どうも言っていることを聞いていると、確かにそのとおりできればいいだろうって。だけれども、いろんな説明を聞いている中では無理なのではないのというふうにしか思えないのです。そこなのです。かといって、どうしたらそれを本当に実行できるようにできるかというと、こっちの問題ではなくて病院側がどういう体制に変更かけて、組織的にどう変えていくのか、そして人間関係も含めて良好な関係でなければ、全て事務方も現場サイドも含めて、医療従事者も含めてどうやって連携しながらつくり上げていくかということに重点を置いていかないと、お題目だけ上げるのは幾らでも上げることはできるのです。そこなのです。だから、具体的にどうやってそれを実行できるのか、それが問われているのだと私は思うのです。それでなければ、こんな自主的に返還するなんて無理でしょうというふうにしか私思えない。再度その辺も含めて、かなり難しいのですけれども。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、1点は、今リハビリをする亜急性期以降の部分については、地方というのは必要度がかなり増えてくるのです。ですから、我々そこの部分の稼働率という部分につきましては、先ほど人口減という話も出ていますけれども、これは今ずっと永遠にそうなのかと

いう話ではなくて、今はやはりそこの部分の増えていくという部分に対して、今僕お話しのように5床を、今のところ28床ぐらいの推移で入院患者は推移していますけれども、そこを5床稼働率を上げていくという話をこれはドクターはじめ、コメディカル、看護、事務、全てに対してこういう話をていった上で、今後こういう形で動いていきますということで、精神論ではなくて、これは松田議員からは、申し訳ないですけれども、精神論に見えるのかも分からないですけれども、ただ、今実際動き出してます第1としては我々地域包括ケア病床を戻す。そうすることによって、プラス病床を上げることによって600万から800万ぐらい増収になる。それプラス今できる部分に関して言うと、5床を今の人員のスタッフの中で稼働率を上げていく、これが10人、20人という話になると今の現状の人員ではまず難しいと思います。ただし、今松田議員おっしゃっている危惧している部分について、我々もやはりそこら辺検討させてもらった中で、5床稼働率を上げていくということは現実に今のスタッフの中では可能であるというラインで踏んでお話ししているつもりでございます。やはりそういった部分を含めて、今度は僕も含めて皆さんと追っかけていく話になりますので、そういったことの損益も含めてきちんと毎月フォローしながら、議員がおっしゃっている部分の心配を少しでもリカバリーできるというか、確保できるような形で経営改善をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君）ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）暫時休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時20分

○議長（木村俊広君）休憩前に引き続き会議を再開します。

本日の会議はこれまでとしたいと思いますが、まだ煮詰まっていない部分相当あるということで、再度全員協議会を設けさせていただいて熟成させたいと、そういう考え方でありますので、ご協力お願いいたします。

以上で施設基準等に係る診療報酬の返還についてを終わります。

以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、議会側の議題に入ります。

1、その他に入ります。皆さんから何かありますか。

○7番（斎藤優香君）皆さんお疲れさまですが、明日もあります。明日広報広聴委員会がありますので、皆さんタブレットを忘れずにお持ちになってください。明日はタブレットが必要です。10時集合です。解散は皆さん次第なので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○9番（佐々木修君）　この後9月21日ですが、さわらふるさとまつりがあります。それで、一人でも多く参加していただきたいのですが、事務方からラインが流れるはずです。ご返事ひとつお願ひします。というのは、個々の負担金というか、会費というか、実行委員会のほうに納めなければならない状況にありますので、ご返事をお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君）　ほかはありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　なければ、事務局から。

○議会事務局長（関孝憲君）　本日お配りしましたレジュメの後ろに添付しました資料を御覧になっていただきたいと思うのですけれども、都市計画審議会委員の任命に伴う委員の推薦についてでございます。先般6月会議におきまして都市計画審議会条例の一部の改正を行いまして、議会議員の2名の文言を削除をし、学識経験者5人から7名へと条例の一部改正を行ったところでございます。その後に、この資料になるのですけれども、森町の諸事情に詳しい学識経験者として森町議会議員の中から2名出してほしい旨の依頼書があったものとなっております。建設課に対しましては、この依頼書の受理、それ以前からなのですけれども、過去において森町議会議員から執行機関が設置する協議会と附属機関に対して個々の議員が参画し、何かしらの決定をすることのないよう行ってきた旨私から説明を行ってきたものでありますけれども、平成29年頃から現在の在り方によるものであります、条例改正により議会議員の文言を削除されているところでありますけれども、確認の意味を含めていま一度お諮りしたく、急遽取り上げさせていただきました。こちらにつきましても従前のとおり推薦しない旨返答をしたいとするところなのですけれども、議員皆様の参画について改めてご意見等々あればお伺いできればなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（木村俊広君）　議会の決め事としては、そういうものに参画しないという、そういう立場だったのですけれども、ここ数年やっぱりそういうものに大分皆さん情報共有というか、疎さがちょっと出てきているのかなというような、そういう気がしているのですから、そういうものに参画したほうがいいという、そういう意見が強いのであれば、今回はちょっと無理かもしれないのですけれども、次回からそういう形も取っていかざるを得ないのかなという、そういう考えの中で皆様に一度お諮りしたほうがいいのかなという、そういう思いで今日提案させていただきました。皆さんからその辺のことについて意見を伺いたいなと思います。いかがですか。従来どおりこのまま推薦しないで進めていくという考え方でよろしいのかどうなのか、その辺について、斎藤議員、どうですか。

○7番（斎藤優香君）　もともとその議員を外すといった経緯を知らない方もいらっしゃるので、議員をそういう会議から外す理由をもう一度説明していただきたいなと思います。

○議長（木村俊広君） 審議会の場で多数決とか、そういう採決に至った場合に、決定事項する場合に、そこに参画している議員はもう既に全面的にそれを認めたと、そういう形になると、そういう状況が発生するのは議会としてはあまり思わしくないのではないかという考え方の中で外れるという、そういう流れになっております。そういう考え方から現在に至っているわけですけれども、その辺を踏まえた中で皆さんのはうから意見伺いたいと思います。いかがですか。

（「必要ありません」の声あり）

○13番（松田兼宗君） 肩書きの問題が問題になってくるのかなと思って、議員は外したのです。とすれば、議員の肩書きでは入れないという話というふうな理解でいいのだろうか。例えば普通だとどこかの団体の長とか、そういう肩書きになる。誰かがみんなそれぞれそういう肩書き持つていれば、それでいいのかもしれないだけれども、なければ議員としてしかないわけです。一般のあれでなるのかどうかちょっと分からぬけれども、その辺の考え方の問題、どういうふうに理解しているの、その辺。

○議会事務局長（関 孝憲君） 今回森町の諸事情に詳しい学識経験者としてと、条例上の文言は学識経験者7名ということになっていますので、ただ推薦するのはあくまでも議会議員としての推薦と考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） とすれば、流れ的にいうと全部外れてきたのですよね。その中で議会からの推薦という形になると、そうなると当然肩書きは議員という形で乗っかるわけですよね。整合性が取れなくなるのではないと思うのだけれども、どうなのですか、その辺。

○議会事務局長（関 孝憲君） 先ほども説明したのですけれども、建設課のはうには議会として外れた旨、過去の経過もお伝えしているのですけれども、それであっても一応は出してほしい旨の依頼は出したいという意向だったのです。従前であれば、ちょっと補足になるのですが、町の諮問機関、附属機関などに審議会あります。その中に議員が参画することによって多角的な意見が設けれられるよって、昔は当たり前だったのです。ただ、市議会議長会の見解としては、法令に基づく議会議員の名称がなければ、一般の方、町民の方の直接的な参画をするのを促すために参加すべきではないというような見解もあって、そういう旨もありましたので、その辺考慮していただければなという思いはあります。

（何事が言う者あり）

○議長（木村俊広君） 依頼来ました。そういう機会なので、改めてどうするべきかというのを皆さんのお見伺ってもいいかなということで今回議題にのせていただきました。

○8番（千葉圭一君） 私個人の議員、一個人の議員としては、過去の経緯がちょっとよく分からぬのですけれども、審議会に議員が出て、それが2名出ることで全部それが議会が通るという認識でいるということ自体が私には理解できないのです。一議員としてそ

こに参画して、例えば都市計画だったらよりよい都市計画をつくるのに参画しているというのであれば、一議員として意見を言うというのは大切なことだと思うのですけれども、私はこの審議会というのは、いろんな各審議会があったのでしょうかけれども、出たことはないので、もしかなうのであれば一度そういう審議会に参加してどういうものなのか知りたいというのもあるので、ぜひ復活できるのであれば復活していただきたいというふうに思っています。

○議長（木村俊広君）　流れとしては、基本的には入らないというのが基本的な流れなのですけれども、今回例えばオブザーバーで出席したいとかという、そういう話なのであればそれはお願いしてみますけれども、結果どういうふうになるか分かりませんけれども、取りあえずオブザーバーということなので、それは発言したり、採決に関わるとか、そういうことは一切できないという流れになりますけれども、それでよろしければそういう形で出席させてもらえますかという打診はしますけれども、ただその委員として、正式な委員として今後参画するのか、しないのかという部分に関してはどうなのかというのを改めてみんなのほうから。

○6番（野口周治君）　さっきの関さんが説明してくださったことについて理解をちょっと確かめたいのです。要は議会推薦枠が2ありますということは、例えば7名の会議体のうち2を議会が占有するというシステムになりますと。ということは、議会が出せばどんな人であっても、言葉悪いけれども、議会が出しさえすれば2人は枠がある。逆に言えば、議員以外の人は残り5の中にしか入れないということになる。そういう本来の審議会なりの趣旨というのは、広く町民の中から適切な人が入って、一番いい知恵を出し合って、いい答えを出したいということなのに、そこに特別枠を設けるのはよくないのではないかと議長会が言った。その考え方方が賛成なのか、いや、森は違うというのかがまず最初にあるのではないかと私はさきの説明を聞いて思ったのですが、どうですか。

○議会事務局長（関 孝憲君）　今回のケースであれば、条例の一部改正として議員の枠をこれから消した状態になって、有識者を7名にしているのですけれども、実際上森町議会についても町村議長会についてもこの見解といいますか、正式なやり取りしたというものはないのです。ただ、調べている経過の中で市議会議長会のほうが地方分権推進に伴う町民参画の協議会といいますか、そういうものをつくったときに、法令とかに定めがないものであれば町民の参画、直接的な参画するせっかくの機会を奪うから、法令に定めがあるのであれば議員さんは参加すべきで、それにとどめるべきだというような見解は結構古い段階で、平成19年、20年のあたりだと思うのですけれども、市議会の議長会のその研究会のほうが示した見解になるのです。

以上でございます。

○6番（野口周治君）　私の聞いたことと一致していると理解をしました。それでいいです。

○2番（河野文彦君）　ちょっとこの案内見ていると、2名の推薦をいただいて任命して

おりました、議会からということでしょう。議会より2名の推薦をいただいて任命しておりました、今回の任命についてもって、この書き方だと今の7名の間に議員2名っている、いないよねというのを確認と、あと議長会のそういうご意見もあったのかもしれないですけれども、もしこの中で委員として参画してみたいですという人がいたら、それはそれで妨げる何物でもないのではないかなと思います。

○議長（木村俊広君）　これってただの申合せだったけ。

○議会事務局長（関　孝憲君）　もともとはそうだったと思います。

○議長（木村俊広君）　では、妨げるものは何もないのだね、申合せである以上は。

○議会事務局長（関　孝憲君）　それはないと思いますけれども。

○13番（松田兼宗君）　昔の経験というか、私の経験しているところによると、議員が出来ます。議員しかしゃべらないのです。ほとんどの審議会というか、委員会というのがそう。知っているからなのです、中身を。いろんな情報持っているし。そしたら、議員が入らなければ何もないだけで、しゃんしゃんと理事者側から出したのそのまま通ってしまう。それで済んでしまっているのがある。だけれども、それも問題だし、議員がいて、議員しかしゃべらない委員会というのもおかしな話になってくるし、常にそういう状態が続いていたのです。だから、ちょっとどうしたらいいのか、どっちがいいのかって、成り手が実際いないから、建設からそういう要望が上がっているのだとは思うのですが、実際問題として。だから、それをそのまま放置もできないしというふうに思ったりも、ちょっと分かりません、どっちがいいのかというのは。だから、皆さんその辺も含めてそういう流れがあったということだけは分かっていてもらえばいいかなと思います。

○3番（高橋邦雄君）　もう数年前になるのですけれども、諮問機関である広報委員会つて議会から2名出ていたのです、実は。今現職でいらっしゃる2名さんここにいますけれども、僕もそのとき委員で、本当に意見をされるのは議員さんです、知識も情報もありますから。それがほかの委員さんにとってこれが議会の意思だという形に皆さん言い出したのです。その中で、それではうまくないのではないかと、いろんな有識者を含めて、いろんな方の意見を聴取できないのではないかというような話し合いも実は出たケースがありました。今回これ要請みたいなのがありましたので、心ある人は多分委員のほうにいかれると思うのですけれども、今と昔とはちょっと違うと思うのですけれども、そういう例えれば現状はあったことは皆さん認識していただければと思います。

○議会事務局長（関　孝憲君）　先ほどありました都市計画審議会の依頼書の中に、2名のご推薦をいただいて任命しておりますという文言があろうかと思います。手持ちの資料の中では、平成26年頃には輩出、選んで出していました。それ以降この都市計画審議会自体が行われていなかったので、平成29年頃に整理されなかつたものと認識しています。

○2番（河野文彦君）　最終名簿にも入っているの。

○13番（松田兼宗君）　いや、最後の委員として出た。それ以降は開かれていません。

○議会事務局長（関　孝憲君）　誰と誰とというのがちょっと記載はないのです。ただ、

野村前議長の名前では来てはいるのです。

(何事か言う者あり)

○議会事務局長（関 孝憲君） 恐らく当時の議長……

○議長（木村俊広君） 委員長だった、多分。

○13番（松田兼宗君） ただ、最後のときに流れがちょっとごたごたになったの。それ以降町側が開かなかつたのだ、一切。という流れがあったのです。

○議長（木村俊広君） どうしますか。

○7番（斎藤優香君） これ来てほしいということなのですか。

○5番（山田 誠君） 大体町長が都市計画審議委員会に議会から何名って指名する自体がおかしいのだ。これ自体がもうおかしい。なぜかといったら、前のときもそうなのだけれども、議員が入って決めたことに対して議会が反対する、または賛成するということおかしいのではないかと、そういう意見が多かった、町民からも。であれば、何も議会議員が入る必要ないだろうということで、全ての町のそういう委員会、協議会の中から全部抜いたのです。そういう経緯がある。だから、何も指名して議員が何名ってやる必要ないのだ。やりたかったら、例えば加藤進って選べばいい話で、議員だから駄目なの。議員が反対した、賛成したということになるから。それだったら入る必要ないだろうということだから、私はもうこれは反対だと。やめたほうがいいと思う。

○議長（木村俊広君） いいですか。参加今後もしないという流れでいいですか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） そういう形で進めさせていただきます。

会議体にもしオブザーバーで入りたいという、そういう申出があれば、その旨先方のほうに伝えておきたいと思います。そういうことで、この件についてはこれで終わりたいと思います。

ほかに皆さんから何かございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） なければ、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

長らくお疲れさまでした。

閉会 午後 3時40分